

令和3年第3回

おいらせ町議会定例会

決算特別委員会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和2年決算特別委員会記録

おいらせ町議会 令和2年決算特別委員会記録第1号				
招集年月日	令和3年9月8日(水)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和3年9月8日 午前10時02分 委員長宣告			
延 会	令和3年9月8日 午後 3時56分 委員長宣告			
出席委員	氏 名		氏 名	
	佐々木 勝		澤 上 勝	
	馬 場 正 治		澤 上 訓	
	木 村 忠 一		田 中 正 一	
	平 野 敏 彦		沼 端 務	
	吉 村 敏 文		澤 頭 好 孝	
	柏 崎 利 信		西 館 芳 信	
	松 林 義 光		檜 山 忠	
欠席委員	日野口 和 子		西 館 秀 雄	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西 館 道 幸	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ く り 防 災 課 長	成 田 光 寿
	税 務 課 長	久 保 田 優 治	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	三 村 俊 介	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 村 俊 介
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	赤 坂 千 敏	事 務 局 次 長	高 橋 勝 江
	事 務 局 主 幹	木 村 英 樹		

事 件 題 目	1. 認定第1号 令和2年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について
	2. 認定第2号 令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	3. 認定第3号 令和2年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
	4. 認定第4号 令和2年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	5. 認定第5号 令和2年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	6. 認定第6号 令和2年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	7. 認定第7号 令和2年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	8. 認定第8号 令和2年度おいらせ町病院事業会計決算認定について
	…………以下余白…………

発 言 者	発 言 者 の 要 旨
事務局長 (赤坂千敏君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。ご着席ください。</p> <p>委員会を開催する前に、事務局より4点ほどお知らせいたします。</p> <p>1点目、おいらせ町議会会議規則第54条により、発言は簡明とし、議題外にわたり範囲を超えてはならない。質疑は自己の意見を述べるができないとされておりますので、改めてお知らせいたします。</p> <p>2点目、質疑における発言の際は、何ページの何款、何々の件についてのように、議題に沿って発言をし、質疑の要旨を明確にするよう努めてください。</p> <p>3点目、関連質疑は必要最小限に止め、議題外の発言または関連質疑が多岐にわたり続いた場合は、委員長は発言を禁止し、スムーズな議事進行を図るものとします。</p> <p>4点目、説明補助員として担当課長補佐、担当職員が議場内出入りをするものの許可を与えておりますので、その旨ご了承ください。</p>
澤上委員長	<p>おはようございます。</p> <p>一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>付託を受けました決算特別委員会が開会されますが、今回の決算特別委員会審査に当たっての議事進行につきましては、コロナ感染防止の観点からも、先ほど事務局長も説明しておりましたが、質問、答弁については、分かりやすく簡潔に各委員の何分のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p>
澤上委員長	<p>ただいまの出席委員数は13人です。定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開会いたします。</p> <p>なお、西館秀雄委員、日野口和子委員は欠席であります。</p> <p>また、沼端 務委員は遅れるとの連絡がありました。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時02分)</p>
澤上委員長	<p>当委員会に付託されました案件を審査する前に、監査委員より提出されております各会計歳入歳出決算審査意見書について、監査事務局より訂正箇所がございますので、お知らせいたします。</p>
監査委員事務局長	<p>それでは、監査委員より提出されている令和2年度おいらせ町各会計歳入歳出</p>

(赤坂千敏君)	<p>決算審査意見書の17ページをお開きください。</p> <p>公共下水道事業特別会計決算収支状況の表中、翌年度へ繰り越すべき財源「C」となっているところを「D」と訂正願います。</p> <p>大変申し訳ございませんでした。訂正し、おわび申し上げます。</p>
澤上委員長	<p>質疑を受けます。質疑ありませんか。</p> <p>3番馬場委員。</p>
馬場正治委員	<p>3番馬場正治です。</p> <p>今の監査委員報告の訂正に関しては、口頭では今日、資料として持ってきておりません。今日の会議の予定にないので、したがって紙で、欠席の委員もおりますので、聞いていないということになりますから、紙で全委員に配付を希望しますが、いかがでしょうか。</p>
澤上委員長	<p>事務局。</p>
監査委員事務局長 (赤坂千敏君)	<p>はい、そうしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
馬場正治委員	<p>お願いします。以上です。</p>
澤上委員長	<p>そのほかございませんか。</p> <p>すみません、なかなか私も戸惑っていましたので、当委員会に付託されました案件を審査する前に、監査委員より提出されております各会計歳入歳出決算審査意見書について質疑を受けます。質疑ありませんか。</p> <p>8番平野委員。</p>
平野敏彦委員	<p>委員長、そうすれば全会計にわたってのこの審査意見書ということになりますか。私はまた今一般会計の歳入歳出決算の審査をするに当たって、この審査意見書も一般会計だけの該当するのかなと。全会計となれば、まだこれから審査をしない前に、そういう意見を出していいのかなという思いがあるのですが、ここをちょっと確認します。</p>
澤上委員長	<p>皆さん、お手元に配付されております監査委員からの決算審査意見書というところがありますけれども、この部分について質疑を受けるということになります。</p>

<p>平野敏彦委員</p>	<p>8番平野委員。</p> <p>監査委員にお聞きしますけれども、実際に私も一般質問で質問したのですけれども、この資料によりますと、経常収支比率が95.3%だったかな、非常に高くなっているのですけれども、監査上、監査でして将来的なこういう方向づけが望ましいとか、そういう意見がないのですけれども、あくまでも健全財政の部分だけの数値だけで評価していいのかという思いがあるのですけれども、この辺はどう感じますか。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>代表監査委員。</p>
<p>監査委員 (柏崎堅一君)</p>	<p>今のご質問は、現状だけ見て、この数値から将来的な提言も何もないというご意見ですか。ちょっと意味が取れないのですけれども。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>今日の新聞を見ればですよ、野辺地の決算状況で経常収支比率が、99.8%が99.5%に落ちたというのが出ているんですよ。それで、努力をした評価が出ているのですけれども、実際に定められた監査の報告を見れば、健全財政比率とかそういうのは数値が出てこないぐらい成績がいいのですけれども、ただ、実際に経常収支比率を見たときに、今のままの財政運営で行ったら、多分私はなかなか下がらないと思いますよ。だから、そういうものも監査をしながら、どういう提言をするのかなと思って見たら載っていないものですから、監査委員として今のままの経常収支比率が望ましいのか、解消する方法・手段というのを検討すべきだとか、どういうふうな、アドバイスがなかったのか、この辺をお聞きしたいということです。(「会議進行上の問題がありますので、今日の決算特別委員会の会議日程が配付されています、全員に。どこで今、平野委員が質問していることが、どこで付託されていますか。定例会、議長から」「委員長、何で俺が質問しているのに次の質問」「だから、会議進行上、それは今日議論することではないんじゃないですか」の声あり)</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>馬場委員、ちょっとすみません。今8番委員、平野委員からの質問に対して、代表監査委員がお答えしますので。(「答弁する必要ないでしょう。今日の議題でないんだもの。もうそれは終わっているんだよ」の声あり)</p> <p>馬場委員、これは毎年行われているとおりに進めているのですけれども。</p>

<p>監査委員 (柏崎堅一君)</p>	<p>代表監査委員。</p> <p>お答えします。</p> <p>確かに今年度、令和2年度の経常収支比率は95.3%、前年が94.4%、その前が95.1%、平成18年においては89.4%、この長いスパンで見れば、かなり上昇しているという傾向にあります。</p> <p>しかし、一般的に経常収支比率というものは、企業で言えば70から80%、1つのラインとして78%が1つの損益の基準、企業の存続できる1つの基準ということで見られております。</p> <p>ただ、公共のこういう算出の方法とは、民間の決算のあれとは若干違いますので、その70、80の間の数値を当てはめることはできませんけれども、低いのに越したことはないです。</p> <p>それで、昨日、平野委員がおっしゃったのですけれども、いや、これはすばらしいことだなと思ったのは、数値が上がるということは、それぞれの支出、収入の数値の上限もありますけれども、比率を算出するに当たって、分母を大きくすればいいんじゃないかと。という、非常にこの卓見した見方をされているということからすれば、確かに95.3%というのは大きい数値ですけれども、その数値をあまりこう、大きく変動させないで事業をしていくとなれば、分母イコール収入、100の事業をやるに当たって3割の補助がある資金を使うとか、5割の補助がある資金を使うとかという工夫が非常に大事なところだと思います。</p> <p>ですから、過去10年以上を見ますと、地方債の残高も40億円以上減っております。それから、基金のほうは逆に8億円ぐらい増えております。ですから、決してそんなそんな悪い状況ではないと思います。</p> <p>これに加えて、当町を1つ考えて、将来のことを考えてみますと、県下の町村の中で一番人口が多い。2万5,000人という人口を抱えて、市に次ぐ人口の規模です。それから、高齢化の割合が非常に他町村に比べると低いと。そして、人口も減らないで幾らか横ばいのままで来ていると。そして、加えて民間の調査ですけれども、住みたい町という、この一般の調査の数値も出ております。</p> <p>ですから、私はむしろこの95.3%をこの数字だけ見れば、ああ、相当苦しいんだなと思いますけれども、もっともこの町の特性を生かした政策のためには、もっと積極的な財政に取り組んでもいいんじゃないのかなと思います。当町にはそれだけの大きな力を秘めている部分があると。それをさらに出していただけるような施策があれば、結構じゃないのかなと思います。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>よろしいですか。</p>

<p>西館芳信委員</p>	<p>ほかにございせんか。</p> <p>13番西館委員。</p> <p>西館です。今、監査委員の答弁を聞きまして意を強くしたのですけれども、私も従来から思うのですが、75.3%の経常比率というのは、何ら大したことないと。「95.3%」の声あり）95.3%だった。ごめん。分かりました。ちょっと私、今勘違いしました。取り消します。すみません。</p>
<p>澤上委員長 (委員席)</p>	<p>その他ございせんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>当委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8認定議案のうち、認定第1号、令和2年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者 (佐々木拓仁君)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、認定第1号についてご説明いたします。</p> <p>事前に提出しております令和2年度おいらせ町決算報告書主要施策の成果により、主要部分のみ説明いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、主要施策の成果の1ページをご覧ください。</p> <p>まず、決算規模でございます。</p> <p>第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和2年度決算額ですが、歳入は134億883万9,000円で前年度比34.9%の増、一方、歳出は130億7,305万6,000円で、前年度比34.4%の増となっております。</p> <p>歳入歳出差引額は3億3,578万3,000円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源4,842万1,000円を差し引いた実質収支額は2億8,736万2,000円となっております。</p> <p>なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定及びおいらせ町財政調整基金条例第2条第2号の規定に基づき、決算剰余金の2分の1以上である2億1,000万円を財政調整基金に積立てするものです。</p> <p>続きまして、6ページをご覧ください。</p>

歳入の内訳については、主な項目についてご説明いたします。

まず、1 款町税です。科目別収入状況の表をご覧ください。

収入済額の合計は2 5 億9, 6 8 6 万2, 0 0 0 円で、前年度比1. 1%の減となっております。

主なものでは、町民税が1 1 億3, 8 7 6 万4, 0 0 0 円で、前年度比2. 9%の減、固定資産税が1 1 億7, 6 1 3 万3, 0 0 0 円で、前年度比0. 4%の増となっております。

続きまして、8 ページをご覧ください。

1 1 款地方交付税です。地方交付税の状況の表をご覧ください。

収入済額の合計は3 4 億7, 4 9 0 万1, 0 0 0 円で、前年度2. 7%の増となっております。

内訳としては、普通交付税は3 0 億4, 7 6 1 万1, 0 0 0 円で、前年度比2. 3%の増となり、特別交付税は3 億9, 9 7 7 万3, 0 0 0 円で、前年度比6. 7%の増、震災復興特別交付税は2, 7 5 1 万7 0 0 0 円で、前年度比9. 3%の減となっております。

続きまして、1 1 ページ、1 2 ページをご覧ください。

1 5 款国庫支出金です。国庫支出金の内訳の表をご覧ください。

収入済額の合計は4 4 億6, 1 0 8 万2, 0 0 0 円で、前年度比2 5 0. 6%の増となっております。増額の主な要因は、特別定額給付金事業費補助金の増によるものです。

続きまして、1 2 ページ、1 3 ページをご覧ください。

1 6 款県支出金です。県支出金の内訳の表をご覧ください。

収入済額の合計は1 1 億5 4 8 万5, 0 0 0 円で、前年度比7. 5%の増となっております。増額の主な要因は、子どものための教育・保育給付費等負担金の増によるものです。

続きまして、1 7 ページをご覧ください。

2 2 款町債です。町債の内訳の表をご覧ください。

借入額の合計は5 億3, 0 2 7 万1, 0 0 0 円で、前年度比8. 8%の増となっております。増額の主な要因は、百石第1 分団水槽付ポンプ自動車購入事業債などの増によるものです。

続きまして、1 9 ページをご覧ください。

歳出の内訳については、第7 表、目的別歳出決算書の状況をご覧ください。

構成比で大きいものは、2 款総務費の3 8 億6, 0 4 5 万6, 0 0 0 円で、構成比は2 9. 5%となり、以下、3 款民生費3 6 億9, 5 8 0 万1, 0 0 0 円で2 8. 3%、8 款土木費1 4 億6 0 6 万7, 0 0 0 円で1 0. 8%、1 0 款教育

<p>澤上委員長</p>	<p>費12億2,631万4,000円で9.4%、12款公債費11億1,299万円で8.5%となっております。</p> <p>前年度と比較しますと、総務費は特別定額給付金などの増により189.8%の増、民生費は子どものための教育・保育給付費などの増により8.1%の増、教育費は、百石中学校外構工事費などの増により19.1%の増となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、歳入歳出決算書事項別明細書により行います。</p> <p>歳入歳出決算のうち、歳入についての質疑を行います。</p> <p>第1款町税から第12款交通安全対策特別交付金までについての質疑を受けます。</p> <p>15ページから19ページまでとなります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>3番馬場委員。</p>
<p>馬場正治委員</p>	<p>3番馬場です。</p> <p>16ページの歳入の町税の部分なのですが、上の、何ていうんですかね、仕分のところに調定額と書いてありますけれども、まず1点は、この調定額とは何かということをお聞きしたいのが1つですね。</p> <p>それと、町民税の個人分・法人分とございますけれども、滞納繰越分というのが予算現額と、それから収入済額、それから不納欠損額、収入未済額とございます。それで、最後の備考のところに滞納繰越分とございます。それで、現年課税分については、備考欄のところに現年度分、過年度分と分けて書いてあるのですが、滞納繰越分については現年度分だけなのか、過年度分も合わせた合計なのかちょっと分かりません。そこのところをお聞きいたします。</p>
<p>澤上委員長</p> <p>税務課長</p> <p>(久保田優治君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>それでは、馬場委員にお答えいたします。</p> <p>まず、1点目の調定額とはということになりますけれども、調定額というのは内部の作業になるのですが、予算額とはまた別に課税賦課したときに、賦課した額全部の中を、賦課額をそのまま調定額ということで、取ろうと思っている予定の額全てを指して、内部でこの分取る予定ですということを事前に何う行為のこと</p>

	<p>を調定額といいます。</p> <p>あと、2点目、それぞれ町税は個人分・法人分とある、その中の滞納繰越分の考え方で、現年課税分が別になっているけれども、過年度分等はどうしているのかという解釈でよろしかったかと思うのですが、現年分というのは文字どおり現年分で、令和2年度会計においては令和2年のものを指しますが、過年度分というのは事前に、説明しますけれども、2年度分の課税であるのだけれども、3年度に入ってからとか、例えば元年のものを2年度で取るということの行為のことを過年度ということで、過ぎ去ったものなのだけれども、取らざるを得ないと、例えば元年度の末に賦課したものを取るためには、元年度中には取れないという場合があるので、それを2年度で取ったものと過年度と称しております。</p> <p>それで、一方、滞納繰越分というのは、現年でも過年度分でもないものを滞納繰越し、いわゆる元年度以前の滞納分をずっと積み上げてきている、取れなかったものが積み上がっているのだけれども、やはり時効になるまでは取りますよという意思表示も兼ねて予算化しているものなので、それぞれが元年度以前のものが積み上がって取れなかったものが滞納繰越分という予算に出てきているということで、それを調定額で立てることによって、本来この分を取らなきゃならないよという目安が見えるということになります。以上です。</p>
澤上委員長	馬場委員。
馬場正治委員	<p>今の説明でほぼ理解いたしましたけれども、調定額についての説明がちょっと長かったのですが、簡単に言えば、役場の税務課の、税務課だけではないかもしれないけれども、三役も含めるのか、課長会議で議論するのか、その結果、町としてはこれぐらい取りたいなという金額だと解釈しましたけれども、それでよろしいですか。</p>
澤上委員長 税務課長 (久保田優治君)	<p>税務課長。 お答えします。 馬場委員お見込みのとおりで、取りたいなというか、この分を賦課しましたよと、取る予定ですよというのを内部で決定する際の用語と言えば簡単かなと思います。お見込みのとおりでございます。</p>
澤上委員長	馬場委員。
馬場正治委員	2つ目の質問の滞納繰越分についてはよく理解できたのですが確認ですけれ

<p>澤上委員長</p>	<p>ども、現年度分及び前年度分も全部合計して、要は過去の時効で不納欠損にしてい ないもの全てを含んでいるという解釈でよろしいですか。</p>
<p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>税務課長。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>そうですね、基本的にはそういう解釈でよろしいかと思います。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>平野委員。</p> <p>私は、主要施策の成果で質問させていただきます。</p> <p>先ほど説明がありました収支の推移ですけれども、2億8,736万2,000円が実質収支と出ていますよと。そして、また2億1,000万円は財政調整基金へ繰入れ、積立てするんだということで説明がありました。予算編成をするに、財調に積立てしてもまたすぐ取崩しをしている状況を見れば、この部分というのはいかなものかなと。財源として繰越しをして、財調の取崩しをそれだけ抑えたほうが、財政予算的に見てもそっちのほうが賢明に見えるんじゃないかなという、私、感じるのですけれども、これは管理する会計課長じゃなくて、財政担当者からその見解をお伺いしたいと思います。</p> <p>もう1点は、税で見ますと、現計予算と調定の差というのがありますね。予算を調定額より低く抑えて計上しているわけですけれども、パーセンテージというのは決まっていらないと思うのですけれども、やはりある程度予算を膨らませないと、私が言っているように、いろんな財政指標に影響を及ぼすわけですから、この辺はどう捉えているのですか。調定額を低く抑えて調定を超えて収入がありましたという実績を訴えようとしているのか。私が見ればですよ、確実に取れる分だけ調定を立てて、難しいのは予算に反映させていないという気がするのですけれども、この2点、お伺いします。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>財政管財課長。</p>
<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>私からは、この1点目のご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>まず、この繰越額へのこの金額の推移について、大きくなってきたことについてちょっとご説明いたしますと、令和2年度と、2億8,000万円実質収支ということで、金額が大きくなってございます。これはもちろん予算規模が昨年度大きかったということに加えて、あともう一つ、地方自治法改正の趣旨を踏</p>

	<p>まえまして、3月31日、専決処分で不用額を削り落とすという作業をして、その分、財政調整基金に戻すということを行っていたのですけれども、そのような専決処分は好ましくないということで、基本的に3月補正で精査をして、そこでお残った予算については翌年度へ繰り越すということを行ったので、金額が大きくなったということでございます。</p> <p>あと、もう一つ、当初予算時に財政調整基金を繰り入れる、取り崩すということで予算を組むことについてです。当初予算時は主要財源である、この普通交付税とか町税の見込みとかという部分が大きいのですけれども、普通交付税とかにつきましては、どうしてもこの過大に見積もることがないように県から指導されておりまして、もちろん試算はするのですけれども、なお交付決定額が少し下がったとしても、行政サービスに支障を来さないように、当初予算時には少し抑えめに予算計上することとしております。</p> <p>そうしますと、もちろん歳入としてちょっと合わない部分が出てきますので、その部分はどうしても財政調整基金繰入金を歳入の一部として見まして、そして決算剰余金が出たら、その財政調整基金繰入金の金額を代わりに減らしていくといったようなことで予算編成をしております。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p> <p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>それでは、2点目の質問にお答えします。</p> <p>現計予算と調定額の差の考え方という部分でいくと、今の財政管財課長からも説明があったとおり、専決補正、3月末にたまたまやっています専決補正をやらないという前提の下で、最後、3月補正である程度見込みを立てるという形でやっているものですから、その取りまとめが大体早くとも1月の末ぐらいの状況で立てている調定額で予算を合わせていくものですから、実際に取れる計画の見込み、2月、3月の分の取る見込み、滞納分等も含めて精査した予算で3月補正で最後に精算する形で調定を立てています。</p> <p>ただ、それを越えてから予定外に入った収入とか、思ったより先に返してくれる人が、滞納分とかがあれば、それを越えた最後、決算調定になっているという形で、最後の補正が早いというのもあって、こういう調定と予算の関係になっているということでご理解いただければと思います。</p>
<p>澤上委員長</p> <p>平野敏彦委員</p>	<p>平野委員。</p> <p>財政課長の説明で、専決処分して不用額の精査をするというのは好ましくな</p>

	<p>い、私もそう思うんですよ。やはりその分の、一般財源なわけですから、ちゃんとそういうものを残すことによって、翌年度への財政運営の原資になるわけですから、やはりそういう形で財政運営に当たってほしいなというのがありますので、このままぜひ続けてほしいなと思います。</p> <p>あと、税については、私が言うのは、予算規模を膨らまさないと、各種数値に影響しますよということを言っているわけですから、やはり調定額は予算を下回って徴収すればという、自分たちが責めを負うんじゃないかという思いがあるのかなという思いがありますけれども、やはりそれに近い形での調定も立てていて、取れなかったら取れないでちゃんと示すべきだと思いますよ、私は。</p> <p>やはりそうでないと、監査委員も言っているように、その収入を増やすことによっていろんな指標の数値も改善するわけですから、やはりその辺を少し理解してほしいなと思うのと、やはり地方交付税についても、当初予算では相当減らしていますよね。決算を見れば増えていますから、予算から言って。やはりその辺も最低でも90%を超えるぐらいの予算計上をして、膨らませて行くことによって数値も下がるんじゃないかという思いがありますので、この辺はそれぞれ担当課においてもっと吟味してやってほしいと要望して終わります。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>答弁はよろしいですね。（「はい」の声あり）</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>澤上委員。</p>

<p>澤上委員長</p>	<p>500万円ぐらいかけても、極端に言えば、そのぐらいのリスクを負っても私は価値があるなと思っていますので、その辺の考え方をどこに持っているのか、ご答弁を賜りたいなと思います。</p> <p>あと、この中で、16ページですけれども、軽自動車の種別割、ちょっと私、種別割の中身が分からないので、その説明と、その欠損金が33万円起きています。これがどういう理由なのか。取れないから欠損金だと思うのですが、その辺の過程を教えていただければと思います。</p> <p>それだけお願いします。</p> <p>税務課長。</p>
<p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>澤上 勝委員にお答えします。</p> <p>まず、不納欠損の額の基本的な時効の年数ということの確認がありました。基本的には税法上も5年ということですのでよろしいかと思いますが、途中で例えば時効停止とかいろんな措置をして、5年であるけれども、以前のを少しずつ返済して延ばしてもらっているというものもあるということでご理解いただければと思います。</p> <p>あとは、収入未済の額についてと、あと欠損の額、これがよい推移か悪い推移かという、金額自体、令和2年度の予算額、調定額ともに例年より低かったということもあって、収入額自体は少なく、予算に対しての収入という形で見ると少なく率が出てくるのですが、収納率、いわゆるいつも取っている予算額に対して取った比率で考えると、例年よりは去年が若干よかったですので、収納対策という部分では、これまでのやっている行為が、成果が出てきているのかなと私は考えております。</p> <p>あと、軽自動車税の種別割の考えなのですが、これは県で取ってもらっている環境性能割というのが別にあるのですが、これは県が代わりに今取ってくれて、いわゆるグリーン税制というやつなのですけれども、町に後で納めてくれている部分があって、それが過去に新設された関係で名前が変わったものであって、従来の町で取っている軽自動車税が種別割だと思ってもらえればよろしいかと思えます。</p> <p>あと、それから欠損金について、滞納整理の仕方という部分でいくと、いろんなことをやっているという話になるのですけれども、主要施策のところの44ページからいろんな、47ページまであるいろんな方策、夜間臨戸訪問徴収とか、もちろん差押えとか、裁判所への交付要求等も行っていますし、個別の相談等、いろいろやっている成果がこれまでは出てきて、収納率は上がっているという考</p>

澤上委員長	<p>えでございます。</p> <p>答弁漏れがあればご指摘ください。以上です。</p> <p>澤上委員。</p>
澤上 勝委員	<p>1つは答弁漏れだと思うのですが、何ぼ、なぜ欠損になっているのか。単純に言えばね。</p> <p>それから、もう一つ、付け加えて聞きたいのは、固定資産税も不納欠損が出ているわけですが、資産があるから資産を押さえればと、私は単純に思うのですが、もうそういう方々はその資産がなくなってずっと繰り越してきた滞納金という解釈になるのか。その2点、続けてお願いします。</p> <p>今の種別については、県からということですから、県に移譲する前の滞納金ということになるのかな。</p>
澤上委員長	<p>税務課長。</p>
<p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>まず、軽自動車税の33万4,000円の欠損については、基本的には5年経過しているというのものもあるし、所在者不明とか死亡等もあるでしょうし、いろいろな理由で取れなかったものが積み上がって、やはり5年それから経過してしまっただけというものが実情だと思います。</p> <p>あと、固定資産税についても、固定資産を押さえればいいのではないかと、お考えの下でのあれだと思うのですが、実際は死亡して、課税されている方が死亡して、通常であれば推定相続人等に代わりに払ってもらったりするのですが、その中で相続放棄をしたり、あと相続者が多数い過ぎて相続に至らなくて協議にも至らないという場合等もあって、通常は払えないで本当に払わない人もいるのでしょうか。そういういろいろな理由もあるという中で、5年経過してしまっただけとか、あとは生活困窮者の部分もあります。</p> <p>あと、固定資産税については、参考資料で主要施策でもありますが、47ページにも欠損の状況ということで固定資産税等の部分がありますけれども、固定資産税については生活困窮者ということで、生保に移ったとかという部分では5年たたなくても、生活困窮を理由に欠損になる場合があるということをお知らせしておきます。以上です。</p>
澤上委員長	<p>澤上委員。</p>

<p>澤上 勝委員</p>	<p>中身についてはおおむね課長の説明で理解しましたがけれども、やはり大事なものは、徴収するのが私は2万5,300人のためにも不納欠損額が出ない努力を常にさせていただきたいなということで、役場の職員の方々には特にお願いをして終わります。</p>
<p>澤上委員長 (委員席)</p>	<p>ほかにございませんか。 **なしの声**</p>
<p>澤上委員長 (委員席)</p>	<p>なしと認め、第1款町税から第12款交通安全対策特別交付金までについての質疑を終わります。 次に、第13款分担金及び負担金から第16款県支出金までについての質疑を受けます。19ページから35ページまでとなります。 質疑ありませんか。 **なしの声**</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>なしと認め、第13款から第16款までについての質疑を終わります。 次に、第17款財産収入から第23款自動車取得税交付金までについての質疑を行います。35ページから46ページまでとなります。 質疑ありませんか。 平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>財産収入のところで確認をしたいと思いますが、この決算書の最後のところに、財産に関する調書があるわけですが、行政財産、普通財産、あります。この主要施策の成果を見れば、14ページに財産運用収入として町有地の貸付収入等、あと債権基金とかというのがあって、そのほかに財産売払い収入、土地建物売払い収入が出ています。これは議会でも売払いの場合は計上されていますから分かりますけれども、この決算書の149ページのところの普通財産の宅地2万5,099.54平米ありますね。これが、この中身を見ればですよ、木造とか非木造の面積とあるのですが、これは内容がどうなっているのかちょっと、宅地の中に建物があるという意味なのか、ちょっとここ、説明いただきたいと思います。 それから、原野が4,480平米、雑種地が2万、山林が2万7,000、こうあるわけですが、これらについては町が管理をして将来的な活用の方法というのはないのか。財政の厳しい折、私は、山林であれ雑種地であれ、処分したほうが税の跳ね返りもあるし、町への収入もある、そういう方法で検討すべきだと思うのですが、この辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。</p>

<p>澤上委員長</p>	<p>151ページには、山林として普通財産2万7,042と載っていますから、立ち木等はないみたいですが、この辺も併せて、どういうふうにこれから検討するのか、今これまではどういう形、ただ管理しているだけで終わっているのか、その辺もお聞きします。</p>
<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>2点質問がございましたので、順次お答えします。</p> <p>149、150ページにおける、その宅地という、普通財産の下の宅地という部分があって、その中に建物という内訳もあると。その宅地の中にその建物があるかどうかというご質問でよろしかったかなと思いますが、その平野委員の解釈のとおりでよろしいです。その宅地の中に構造物があるという内訳になります。</p> <p>あと、もう一つのご質問です。普通財産としてもかなりの面積の雑種地とか山林とかその他、宅地も含めて財産があります。有効活用を検討する考えはないかのご質問だったと思います。確かに委員ご質問のとおり、財政健全化のためにも、またあるいはその売却された資産について、その買った方がその活用をすることによって、一資産が有効活用されるという部分もございますので、財政管財課としては昨年来、この普通財産等、一応当課で取りまとめをするものですから、普通財産を一応まとめて分析をして、売却できる可能性がある土地について今洗い出しを行っているところでございます。まず、売却できる可能性のあるものから順次公売にかけるなどして、財産の売払い、財産の処分に順次努めてまいりたいなと思います。</p> <p>ただ、中にはいろいろ雑種地とか山林とか、面積は大きいのですが、売却に向かないような土地も多々あるところでしたので、そういった部分については基本的には町が管理を続けることとなりますが、使う方に、一時的に使いたいという申出があれば貸すというといったようなことも対応してまいりたいなと思っていました。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p> <p>平野敏彦委員</p>	<p>平野委員。</p> <p>今の149ページの宅地のところについては、これは普通財産に行政財産から振替をしたものがこっちに入ってきて、例えば教職員住宅とかそういうのが下りてきたのかなと私は感じたのですが、ここをもう1回確認をしたいと思います。</p> <p>それから、今財政課長の言う、将来的な、やはりこのまま置くということは、</p>

	<p>収入も何も得られない、活用したほうがいいという考えは理解できます。</p> <p>あと1つです。町内に、うちの町内もそうですけれども、昔からの国の管轄してあった細い道路がある。1メートル50とか、車がようやく通れるような、それが国から町村に払い下げる、無償で、たしか提供されたという記憶があるので、すけれども、それも今現在、車も通れないくらい木が生えて、そのまま活用されていないんですよ。</p> <p>町の財産だったらですよ、私はそれを林地とかそういう人に公表して買って、固定資産税を取ったほうが防災上もいいし、道路にするなら広くして道路にすればいいし、活用されていないというのは私、こう見ただけで、私の二川目だけでも何か所もあります。多分町内全部やったらですよ、農地のかかる部分とかそういうのも調べたら相当な面積になると私は思いますよ。</p> <p>だから、そういうのをちゃんと調査をして、処分することによって町の収入も上がるし、固定資産税も増えるということで、今までのただ財産管理だけじゃない活用の方法というのを私は検討すべきだと思うのですけれども、町長、聞いていますか。国から、国の登記になっていたのが自治体に払下げになって、昔の馬車道路みたいなものですよ、それを処分するという、処分というのか、有効活用するという町長の考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>町長。</p>
<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>ご指摘はもつともであるし、大変ありがたい提案だと思っております。と申しますのは、私も改良区にいたことがあったので、改良区の話をして、畦畔とか用水路は国の管轄で、それを町が必要であれば払い下げましょう、そういうこともありますし、また実は大きい、元、旧百石のごみ捨場、欲しい、あるいは貸してほしいという要望があります。私はそう思って協力するなり、いいことではないかと言っているのですけれども、なかなか県がその何ですか、埋めたときのガスの、そういうのがあって、そういうのを覚えつつであればいいと思うのですけれども、町とすればまだ危険なものが出るのであればということで、今のところまた改めて調査してから、少し年数がたってからということで、本当に欲しいという要望はありますので、そういう部分を含め、私も平野委員がおっしゃる方法を考えていますし、喜んでやりたいと思っていますので、大変ありがたい提案だと思っております。ありがとうございます。これからも積極的に進めます。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>財政管財課長。</p>

<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>私からその1点目のご質問についてお答えしたいと思います。</p> <p>その教職員住宅についてでございますけれども、昨日、議題に、議論に上がりました教職員住宅につきましては、目的がある財産、つまり行政財産に計上をされるものでございまして、基本的にはそのうちの宅地、建物・木造でございますから、公営住宅でも消防施設でもございませぬので、公共用財産その他の施設に計上されているものかなと思います。</p> <p>あと、その普通財産のこの宅地、この三角、例えば348.43平米とかという部分につきましては、昨年度売却しました、その向山児童館、それから洋光台もだったかな、そういった部分の売却した部分が減になっているということでございます。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>馬場委員。</p>
<p>馬場正治委員</p>	<p>3番馬場です。まず、35ページから36ページ、37ページにわたって、18款の寄附金のところでございます。寄附金には一般寄附金と新型コロナウイルス感染症対策寄附金と分かれております。そして、一般寄附金はさらに一般寄附金とふるさと応援寄附金に分かれております。それで、一般寄附金が15万円、ふるさと応援寄附金が2,557万8,000円、新型コロナウイルス感染症対策寄附金が230万8,528円となっておりますので、まずこれについて説明をお願いいたします。</p> <p>次に、37ページの繰入金、19款の繰入金のところ、第1項特別会計繰入金の第3目ふるさと応援寄附基金繰入金というのがあります。それで、備考欄にふるさと応援寄附基金繰入金888万円というのがありますので、これの中身について説明をお願いします。</p> <p>次に、39ページの21款諸収入のところでございます。諸収入の第1項1目延滞金加算金及び過料のところの延滞金、科目名が第1目が延滞金でございます。備考欄を見ますと、町税滞納金668万9,682円ですか、これについての説明をお願いしたいのと、ページ数が戻りますけれども、35ページ、歳入の17款財産収入の部分の第1項財産運用収入、この中の第1目利子及び配当金というのがありまして、備考欄を見ますと、各利子の収入が書いてございますけれども、公共施設整備基金運用利子150万6,867円、地域振興基金運用利子77万8,322円、まちづくり推進基金運用利子5,000円、ハートピア基金運用利子5,321円、それからふるさと応援寄附基金運用利子2,650円、非常に見た感じ、今銀行利率、限りなくゼロに近い時代ですけれども、非常に高</p>

	<p>額な利子だなという印象を受けました。これについての説明をお願いすると同時に、このハートピア基金運用利子のところに米印がありまして、下の欄外を見ますと、ハートピア基金は令和3年度よりまちづくり活動支援事業基金に名称が変更になりましたと書いてあります。今年度ですね。この名称を変更した理由をお伺いします。以上。（「委員長、休憩をお願いします」の声あり）</p>
澤上委員長	<p>ここで、暫時休憩いたします。11時20分までとなります。</p> <p style="text-align: right;">（休憩 午前11時06分）</p>
澤上委員長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">（再開 午前11時20分）</p>
澤上委員長	<p>税務課長。</p>
税務課長 (久保田優治君)	<p>では、今委員長からもありましたけれども、馬場正治委員の延滞金について答弁しますが、延滞金については用語の説明になりますけれども、一応答えますが、納期限を過ぎて税金を納付する場合に、納期限の翌日から納付の日までの日数と税額に応じて算出する税額に加えて納付する金額になります。以上です。</p>
澤上委員長	<p>財政管財課長。</p>
財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>私からは、この35ページ、36ページにある一般寄附金についてお答えをいたします。</p> <p>この一般寄附金、備考にまで一般寄附金とあるのは、特段この寄附した方がこれに使ってくださいという、はっきりしたこの目的がないまま、目的を定めないまま受け取った寄附金になります。1団体15万円ということになっております。</p> <p>次のふるさと応援寄附金につきましては、政策推進課長が答弁いたします。</p>
澤上委員長	<p>政策推進課長。</p>
政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>37ページ、38ページに記載されております、ふるさと応援寄附金、決算額2,557万8,000円でございますけれども、こちらにつきましては、出身地やお世話になった市町村あるいは応援したい市町村などに寄附をするということで、地方を応援する仕組みということで行っているものでございます。</p>

	<p>内容といたしましては、令和2年度につきましては1,921名の方から寄附を頂きまして、総額としては2,557万8,000円ということでございます。こちらにつきましては、一部は奨学資金会計に繰り出しをいたしますが、ほとんどがふるさと応援寄附基金に積立てをして、翌年度以降にそのまちづくり等の事業に充当をしているということで運用をしております。</p> <p>引き続き、その下にありますが、ふるさと応援寄附基金繰入金ということで888万円の歳入、決算となっておりますけれども、先ほどご説明したふるさと応援寄附金の積立てをしたものにつきまして、まちづくりに資する事業に対して充当するために取崩しをしたものでございます。</p> <p>次に、新型コロナウイルス感染症対策寄附金につきましては、まちづくり防災課長から答弁いたします。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>
<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、38ページ上、新型コロナウイルス感染症対策寄附金についてご説明いたします。</p> <p>これは令和2年度から有志の方々から町で様々な新型コロナウイルス感染症対策を行っておりますので、それに対する寄附金を頂きましたので、そのものを寄附金として収入しているものであります。7件の方から寄附金を頂きまして、昨年度合計が230万8,528円ということになってございます。</p> <p>それから、まちづくり防災課関連の質問で、36ページ、利子及び配当金のところで、まちづくり推進基金運用利子、それからハートピア基金運用利子等がございまして。こちらはそれぞれ基金、金融機関に積立てしておりますので、それに対する利子分がこの分、収入として入っているものであります。</p> <p>それから、併せてハートピア基金の米印、下に令和3年度よりまちづくり活動支援事業基金に名称が変更になりましたということで説明書きが書いてございます。これにつきましては、今年の3月の定例会でもハートピア基金条例の一部改正ということでご提案して可決いただいたところではありますが、そのときもご説明いたしました。ハートピア助成金の制度が今年度から改めることにいたしまして、それに併せて基金条例も名称を改正したものでございます。従来のハートピア基金、ハートピア助成金、ハートピアという言葉が、合併する前の旧下田町の将来像等に起因しているものがございましたので、今おいらせ町として新しい町で運用している中で、まちづくりとの絡み方が分かりにくいといった声もございましたので、まちづくりの助成の活用していただくための助成金という形で、まちづくり活動支援助成金と名称を改正したものでございます。以上です。</p>

澤上委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>続きまして、ご質問のあった35ページ、36ページの財産収入のうち、利子及び配当金、その基金の運用利子について私から所管の部分について答弁いたします。</p> <p>1つに、公共施設整備基金運用利子150万6,867円の説明になります。このうち公共施設整備基金につきまして、決算書154ページに内訳がございます。公共施設整備基金につきまして、残高総合計8億2,500万円のうち、債券運用、有価証券として運用している分が4億円あります。これからもたらされる経過利息、4億円から生み出した債券分が143万4,684円と、残りが定期預金から得られる利息収入でございます。</p> <p>もう一つが、地域振興基金運用利子77万8,322円についての説明です。こちらも154ページを参照していただくと、債券運用分が2億円あります。この2億円分から得られる経過利息が41万6,000円と、残りが定期預金となっております。</p> <p>その他の基金の利率につきましては、会計課長が答弁いたします。</p>
澤上委員長 会計管理者 (佐々木拓仁君)	<p>会計管理者。</p> <p>36ページの基金の令和2年度に収入した定期預金の利子の利率についてですけれども、令和2年度は0.01%から0.04%の間の利率になっております。例えばまちづくり推進基金の運用利子につきましては、5,000万円が原資ですので、その0.01%で5,000円となっております。以上です。</p>
澤上委員長	<p>よろしいですか。答弁漏れありますか。(「特にないと思います」の声あり) 馬場委員。</p>
馬場正治委員	<p>大変丁寧な説明で理解をいたしました。この債券の運用4億円による利息収入、これは大きいという印象を受けましたね。やはりお金がない人にはいつまでもお金がたまらないけれども、お金を節約してうまく運用すれば、これだけ町は収入があるんだということも理解いたしました。ありがとうございます。</p> <p>それでは、実は私は、この37ページ、36ページ、寄附金以降の部分について、この名称について聞いたつもりはなかったんですね。用語についての説明は</p>

	<p>求めておりませんでした。この部分は、寄附金関係についてはほとんど用語についての説明になっちゃったわけですが、この金額が非常に大きいので、例えばふるさと応援寄附金2, 557万8, 000円、これだけふるさとを思う方々が寄附をしてくれているというのは、非常に感謝と驚きに堪えないわけでございます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に対する寄附金についても、町民の方々がこれだけ、あるいは事業所もあると思いますけれども、これだけ応援してくださっているということを私たちも、委員もよく理解して、議員活動に励まなければならないだろうなという印象を強く持ちました。ありがとうございました。</p> <p>39ページの雑収入の中の延滞金についても、用語の説明に終始されたわけですが、この町税の滞納金について668万9, 000何がしの回収をしたと。回収と申しますか、たまっている分を収入にしたということで、職員の皆様の努力がうかがわれるわけですが、ただ、例えば八戸市では町外転出した未納者を追跡しております。現実にはですね。追跡はチームを組んで、2名または3名の収納課の職員が新幹線で滞納者が転出した先へ行って、実際にその方にお会いして納付をお願いする、なおかつカード払いができるようにカード決済の機械を持っていくと。そういう方法で収納率を高めております。</p> <p>それと、東京都主税局では、タクシーによって滞納者、一見してお金がないはずがないと、生活ぶりを見て、ないはずがないのに納めないという都民を追跡したり、あるいは通称ガサ入れといいますけれども、予告なしに訪問して、あれは何らかの法的許可を取ってやっていると思いますけれども、そういった回収も現実にはしております。</p> <p>そういったことについて、町ではどう考えているか、町ではとてもそこまでできないのか、いわゆるはがきとか手紙でしかできないのか。先ほど澤上委員もありましたけれども、5, 000万円回収するのに100万円、200万円かかっても回収したほうがいいわけですよ。したがって、交通費は当然町が負担して、町が負担して転出者を追跡しているわけです。そのことについて副町長、どうお考えですか。寒いとおっしゃいましたので。</p>
澤上委員長	副町長。
副町長 (小向仁生君)	<p>お答えをいたします。</p> <p>収納対策としてはそれぞれの方法があって、この決算の報告書の主要施策のほうにもいろんな形で載せておりました。そして、今馬場委員おっしゃった、その滞納者に対しては町外の追跡等、八戸市でも行っているという話でもって、当町</p>

	<p>においてもという話だと思いますけれども、当町においてもやっていないということではなくて、以前にも保育料ですとかそういうのを岩手まで行って取ってきたという実績もございます。ただ、昨今はコロナの影響でもってなかなか町外に出向くことができないということから、文書等の発送でもって済ませているという状況にあります。</p> <p>このコロナが終息した際は、先ほど委員おっしゃいましたように、収納対策のチームを組んで、いろんな方法でもって収納にこぎ着けたいという思いをしておりますので、その方向で今後さらにまたどういう形で取り入れすることができるのかというのを含めまして、ちょっと検討させていただきたいなと思います。以上です。</p>
澤上委員長	佐々木委員。
佐々木 勝委員	<p>佐々木です。1点だけ。今ふるさと納税の件で、寄附金の件でご質問していましたけれども、これって実際寄附された額なのか、例えば寄附された方に返礼品というかお礼品を送っているはずなのですが、そういったものは入っていないのか、次に説明があるのかどうか分からないのですが、内訳がありましたら教えていただきたいのですが。</p>
澤上委員長	政策推進課長。
政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>お答えをいたします。</p> <p>こちらの38ページに記載しております2,557万8,000円につきましては、寄附金そのものの額ということになります。このほかに寄附を頂いた、1万円以上の寄附をしていただいた方には、ふるさと特産品という形でお礼品をお送りさせていただいておりますけれども、これについては別途歳出に予算を立てまして、そちらから支払いをしております。金額といたしましては、670万円ほどの返礼品を送っているということになります。以上です。</p>
澤上委員長	<p>ほかにごいませんか。</p> <p>松林委員。</p>
松林義光委員	<p>ちょっと分からないから聞きますけれども、この町財産の件で、旧百石町で運営しておりました学校給食センター、もう売買したのか、どのように、もし売買していないとすれば、どう対応しようとしているのかお伺いいたします。</p>

澤上委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (岡本啓一君)	旧百石で建設しました学校給食センターのその後の用途のご質問がございました。こちらは新給食センターの建設等に伴って解体されまして、用途としては目的がない普通財産として今、財産の移管を行いました。その後、どの用途に使うかというところについては、まだ未決定のまま今保留扱いになっているというところがございます。以上です。
澤上委員長	松林委員。
松林義光委員	あの操業をやめてから4年ぐらいたつと思います。財政が厳しいという話であります。処分するのか、それとも百石中学校で、あの土地が幾らあるか分からないけれども、百石中学校で活用するのか、まだ決めていないと。あの場所を、財政課長は見ました、見ています。見ている。あの雑木、あの草ぼうぼう、あれじゃあ買う人はいないと思いますよ。あまりにもお粗末だと私は思います。町の財産です。やはり売る、売買しようとするれば、もう少し手入れをすべきではないでしょうか。あれじゃあますますお金がかかるとは思いますけれども、誰でもいいです、見解をちょっと。あのままではちょっとあまりにもお粗末だと私は思います。いかがでしょうか。
澤上委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (岡本啓一君)	松林委員のご指摘、ごもっともだと思います。課に持ち帰ってその適正管理、その売却も含めた将来的な処分方法も含めて、いま一度検討して、それに沿った管理を行っていきたいなと思います。以上です。
澤上委員長	松林委員。
松林義光委員	もう4年もたっていますから、やはりどう活用するのか、やはり結論を出すべきだと思います。もう面積も、それなりに面積が私が見る限りではあります。ですから、やはり早い結論を出してやってください。答弁はいいです。
澤上委員長 (委員席)	ほかにございませんか。

なしの声

<p>澤上委員長</p>	<p>なしと認め、第17款から第23款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で歳入についての質疑を終わります。</p> <p>何回も先ほどから申し訳ないのですがけれども、委員長としてお願いいたします。質問は簡略に分かりやすくよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第1款議会費から第2款総務費までについての質疑を受けます。</p> <p>49ページから73ページまでとなります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>檜山委員。</p>
<p>檜山 忠委員</p>	<p>15番檜山です。主要施策の成果で質問をいたします。30ページです。</p> <p>まず、30ページの8項のところにPCBの関係の調査の関係が二百何万円と書かれていますけれども、これはもう全部終わったのでしょうか。それぞれ前にも1回、PCBの検査というのが、調査があったような気がしますけれども、これが全部町内終わっているのか。その確認。</p> <p>あと、それから次の使用料及び貸借なのですが、バスの借り上げ料なのですが、これは500万円ぐらい、約600万円ぐらいかかっているのですが、コロナ禍の中にあっても、これぐらいなのですが、その前はどれぐらい利用されていたのですか。通常るときから比べてどれぐらい減っているのか、それを教えていただきたいと思います。</p> <p>それから、36ページなのですが、やはりふるさと納税、先ほど佐々木委員からも話がありましたけれども、ここに特産品の購入費の関係が、見れば1万円以上の方には、寄附した方には特産品を差し上げているということなのですが、寄附した方が1,921人で、特産品を差し上げた方が1,917人、4人マイナスになっていますが、これは1万円以下だったのでしょうか。</p> <p>それから、この特産品購入のお返しの関係のそれをどこにお願いして、これを送っているのでしょうか。それをまず教えていただきたい。</p> <p>それから、39ページに百石高校の魅力アップ推進事業ということで、令和2年度から学習塾の費用助成を実施し、2件の実績があったということですが、その実績の結果がどうなっているのか、それを教えていただきたい。</p> <p>以上3点をお願いします。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは、まず初めに主要施策の30ページの真ん中あたり、PCBの安定期</p>

<p>(西舘道幸君)</p>	<p>の総点検業務委託の件ですけれども、高濃度のPCBを使用している蛍光灯あるいは水銀灯、ナトリウム灯などの安定期が存在するかということで、今回対象となる施設を調査したものでありまして、分庁舎の照明器具あるいは中央公民館、あとは中央公園の体育館とか、その周りの、周辺の施設について今回調査をしたもので、これで町にあるPCBの調査については昨年度で終了ということになります。</p> <p>続きまして、その下の使用料及び賃借料のバスの借り上げの件でありますけれども、昨年度はコロナの影響によりまして大分利用が抑えられておりますけれども、これまではおおむね、平成30年度で3,100万円ほど、平成31年度は2,700万円ほどという形で推移をしております、大分令和2年度は減っているという状況になっております。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>政策推進課長。</p>
<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、まずはふるさと納税のお礼品のことについてご説明をいたします。4人の方がお礼品を受けていないということのご指摘でございますが、1万円以上の寄附者に対してお礼品を送っているということと加えまして、町外の方ということになっておりますので、4人の方、ちょっと事情、お礼品を送っていない事情というのはちょっと把握をしておりますけれども、町内で寄附された方もたしかいらっしゃったと思います。その方についてはお礼品の対象外ということになっております。</p> <p>それから、あとお礼品はどこをお願いしているのかということでございますけれども、町内のお礼品になりそうな商品なりを作っている、あるいは販売しているところに出向いて、お礼品としてお願いできないかということで回って、結構な数の事業者さんをお願いをしております。</p> <p>ちょっと具体的に申しますと、例えば桃川さんとか、柏崎青果さんとかというところからお礼品を送ってもらっているという状況でございます。</p> <p>それから、あと百石高校の魅力アップの塾助成についてですが、2名の方が助成を受けておりますけれども、令和2年度の段階で1年生の生徒さんでございましたので、今年度は今は2年生ということですが、まだ受験等に行く年齢ではございませんので、結果としてはその後、例えば大学に行ったとかなんとかということはまだ実績として上がっておりません。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>檜山委員。</p>

<p>檜山 忠委員</p>	<p>分かりました。それで、36ページのふるさと納税の関係のお返しの品物の関係なのですが、これは職員の方が、何ですかね、それぞれの店から買ってそれを梱包して送っているということなののでしょうか。まずそれを聞きます。</p> <p>それから、あと高校のこの塾への助成というのは、逆を言ったら、1年生、2年生からではなく、3年生を主体にして重点的に、もう結果を残せるような、その方々を対象にしたほうがいいのではないかなと思うのですが、それはいかが考えていますか。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>政策推進課長。</p>
<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>まず、お礼品の件についてお答えをしたいと思います。</p> <p>職員がお店から買ってきて梱包して送るということではなくて、寄附者の方がこのお礼品がいいなと希望をしましたら、そのお礼品を取り扱っている事業者さんに対して、こういうこう、来ましたよということで伝えますと、そちらの事業者さんが全て送るところまで作業をしていただいて、それで請求が町に来るという形になりますので、職員が買ってきてやるとかそういうことではございません。</p> <p>それから、塾助成につきましては、ご指摘のとおり3年生がその助成を受けて塾に行けば、効果が明らかに、すぐ明らかになったかと思うのですけれども、令和2年度の段階で6名の方ということで募集をかけまして、それで手を挙げてもらった高校生がちょうど1年生が2人だったということで、結果的にはそういうことなのでも、長い目で見れば1年生からのやはり勉強の積み重ねというところもあるかと思っておりますので、来年、その今のちょうど、昨年度の1年生が受験するときには、きっとその効果として現れるのではないかなと思っております。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>檜山委員。</p>
<p>檜山 忠委員</p>	<p>お返しの関係のそれは、1社の部分だけではないと思うんですね。詰め合わせになっていると思うのです。そうすると、その量の多いところのお店の方が全部集めて、それを梱包して出すものなのか。また、これを、実はある団体で引き受けて、請け負ってやっていきたいということになった場合には、それが可能なのかどうか。それを1つお聞きいたします。それだけです。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>政策推進課長。</p>

<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>確かに詰め合わせをしているような商品もあるかもしれませんが、あったと思っておりましたが、そういう商品については、その詰め合わせをした後のものとしてこちらで手配をいたしますので、どこかの事業所さんがそういう詰め合わせのセットのものを提供してご準備いただいたというところに、こちらはその商品をお礼品として取り扱うということにしておりますので、その詰め合わせのやり方についてはこちらでは特にこういうふうにしてくださいとかということはありませんので、その事業者さんでいろいろ動いてやっていることだろうと思っております。</p> <p>それから、あとどこかの団体がそのふるさと納税を、例えばやる場合は可能かということでのご質問でございますが、当然やり方次第で可能だと思っております。実際に町ではなくて、そういう団体が取り扱っているような市町村もございますので、できるかとは思いますが、一応総務省からのルールといたしましては、寄附額に対してお礼品あるいは送料、様々な事務経費を含めて、5割を超えてはならないというルールがございます。5割を超えてしまうと、そのふるさと応援寄附金、ふるさと納税の認定を取り消すというルールがございますので、その寄附額に対して5割以下の経費で収まるような仕組み、あるいはやり方を考えていけば、事業者さんとして、あるいは団体としてやることは可能だと思っております。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>馬場委員。</p>
<p>馬場正治委員</p>	<p>たくさんあるのですけれども、まず49ページ、歳出の1款1項1目議会費のところですね。議会会議録調製業務委託料65万8,460円あるのですけれども、私の推測するところによると、この議会の議事録作成のためにテープ収録したものを委託した業者へ送って、そのテープを聞き取って紙にしてもらうという業務だろうと思います。どこの業者に委託しているのか。例えば私たちは田舎者ですから、いろいろズーズー弁もあるし方言も入るわけですよ。そういう場合に、その委託を受けた業者がスピーディーに聞き取って紙にして議会事務局へ送ってくれるかどうかという問題がありますので、どこの業者がやってどれぐらい日数がかかっているのかも含めてご説明をお願いします。</p> <p>次に、2款総務費の中の1項1目一般管理費ですけれども、この中に第1節に報酬というのがあります。表彰審査会委員報酬3万7,100円がありますけれ</p>

	<p>ども、国の褒章を受けた町民に対して、町長が何らかの機会に町を代表してその表彰をするわけですが、過去に特に自衛隊におられた方に対する危険業務従事者表彰というのが国の制度にあるんですよ。ところが、町がご案内差し上げても、半数以上欠席という問題があって、私は特に危険な仕事をしなかったから、事務職だったからそんなの要らないという方がたくさんおられたわけですよ。はたまたその表彰を町でご案内しないということにしたら、何で呼ばないんだという方も一部おられたことがありました。これは確かなのですけれども、その問題を現在どのように対応されているのか、お聞きしたいと思います。</p> <p>次に、52ページですが、同じ総務費の一般管理費の中で、第11節役務費でございます。この中に広告料2万6,500円あります。この内容をご説明いただきたいと思います。</p> <p>次の12節の委託料、委託料の中の公用車運転業務委託料479万9,950円、この内容をご説明いただきたい。</p> <p>次に、54ページです。同じ項目の中の18節負担金、補助金及び交付金でございますが、この中に東京青森県人会費3万円とあるのですけれども、東京おいらせ会という組織が合併して、新町誕生のときに生まれました。旧下田町は東京下田人会というのが従来からございまして、それを引き継ぐ形で両町合わせた、旧百石、下田出身の方が関東近辺でたくさんいらっしゃるわけですよ。その方々に呼びかけて会員になってもらって、私が観光協会にいたときと、副議長、議長のときに7回ほど、この東京おいらせ会の総会に出席してきました。会員数は当初100人近かったのですけれども、「簡略にお願いいたします」の声あり）どんどん減って、最近では何人ぐらいになっているのか確認したいのが1つ。</p> <p>それから、東京おいらせ会に対する補助金はどの項目に計上されているのか、ちょっと見つけられなかったんで教えてほしいということですね。</p> <p>その次のページの56ページ、同じ負担金、補助金・交付金の中で、特別定額給付金25億2,110万円の中身を説明していただきたい。以上です。</p>
澤上委員長	<p>答弁につきましては昼食後ということでやりたいと思います。</p>
	<p>それでは、昼食のため、1時30分まで休憩します。</p>
	<p>(休憩 午後12時00分)</p>
澤上委員長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
	<p>(休憩 午後 1時30分)</p>
澤上委員長	<p>馬場委員に対しての回答をお願いします。</p>
	<p>総務課長。</p>

<p>総務課長 (西舘道幸君)</p>	<p>それでは、馬場委員の質問にお答えいたします。</p> <p>まず、50ページの議会費の議会議事録の調製委託料のところですが、事務長が答えるべきところですが、代わりに私で分かっている範囲でお答えしたいと思います。</p> <p>会議録の調製業務の委託につきましては、指名競争入札において業者を選定しておりまして、仙台の業者をお願いしているということで、この業者さんは東北弁とか東北のなまりに強いというフレーズの業者さんということで、東北議事録センターというところに委託をしていると聞いております。</p> <p>納期につきましては、会議の時間数にもよりますが、定例会であれば2か月程度かかっているということです。</p> <p>それでは、次の同じく50ページの表彰審査委員会の報酬のところ、国の表彰を受けた危険従事者業務叙勲がどうなっているかというご質問だったかと思っております。「(「国ではなくて町の表彰」の声あり) 町の表彰ですね。町の表彰はどうなっているかということですが、委員もご承知のことだと思いますけれども、平成28年度に審議会で審議をして、条例に規定がございませんでしたので、顕彰表彰ということで表彰の対象としておりまして、今日も同じように取り扱っているところです。ただし、条件付ということで、辞退をする場合には対象としないということにしております。</p> <p>ただ、今回の質問内容も含めてなので、昨年度、実は審議会で見直し等についての協議を行う予定としておりましたが、コロナの影響もありまして、その協議ができずにおりました。それで今年度、町で表彰の見直しをある程度考えているよということで、委員の皆様には意見をアンケートみたいな形で聴取した形で、来年度以降、その辺を再度検討していく予定としております。</p> <p>続きまして、52ページの総務費の広告料の内容ということですが、これにつきましては、デーリー東北さんの創刊75周年の記念の広告と、東京と青森の祝賀会、祝賀広告というものの費用となっております。デーリー東北創刊75周年の広告です。</p> <p>続きまして、同じく52ページの公用車業務委託料の内容ということですが、これにつきましては、町長車の運転業務と、あとは臨時的に依頼がありまして議長車及びスポーツ車の運転業務を委託しているものであります。</p> <p>54ページの青森県人会の部分、これはおいらせ会のことですのでよろしかったでしょうか。「(「はい」の声あり) そうすれば、これにつきましては政策推進課長が答弁いたします。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>政策推進課長。</p>

<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、東京おいらせ会の件についてお答えをしたいと思います。</p> <p>まず、会員数はということでご質問がございましたが、令和2年度で139人となっております。それから、あと補助金、例年交付しておりますが、今年度は決算の中で見つけられなかったということでご指摘がありました。まさにご指摘のとおりでございます、款項目といたしましては、2款2項2目の町活性化対策費になるのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、東京おいらせ会の活動そのものができなくなったということで、そのおいらせ会に対する補助金というのが令和2年度については執行がなかったということで、決算書には載ってきておりません。当初予算の段階では16万2,000円予算計上しておりましたけれども、執行がなかったということで、決算書には出てきておりません。</p> <p>それから、56ページの上にごございます特別定額給付金でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策事業の1つということで、4月30日に国の補正予算第1号により事業として行ったものでございまして、ご承知のとおり、国民1人当たり現金10万円一律給付するというものでございます。25億2,110万円ということでございまして、町民2万5,211人に対して10万円ずつ給付したというところでございます。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>馬場委員。</p>
<p>馬場正治委員</p>	<p>大変よく分かりました。ただ、東京おいらせ会の会員数、現在139人となっているようですけれども、私の記憶していた、私が出席した当時より人数は増えたのかなという感じはします。会員数としてはですね。ただ、徐々に総会及び懇親会の出席者が減少していったんですね、以前は。それが最新の、去年も開催したのかしないのか、ちょっと分かりませんが、直近で開催したときに、懇親会に何人の会員さんが出てくれたのか、それが1つと、会員増強のための呼びかけ、会員募集案内と、懇親会への参加の呼びかけについて、事務局をしている町の政策推進課としては何か考えがあるのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>政策推進課長。</p>
<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>令和2年度につきましては、総会そのものがコロナの影響で開催できずにおりましたので、令和元年度の参加者数をお答えをしたいと思います。令和2年度は37名の方が総会に参加をいたしております。それから、会員募集、それから総</p>

	<p>会への参加に関しましては、事務局が東京のほう、東京といいますか、向こうにありまして、向こうで会員に案内等を出しております。</p> <p>そういう関係で、こちらとしてはホームページでコマーシャルといいますか、PRするというご案内といいますか、その会員の募集というところでは行っておりますが、基本的にはその向こうの、東京のおいらせ会の事務局での活動ということになりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
澤上委員長	馬場委員。
馬場正治委員	<p>東京おいらせ会の運営について、これは非常に大事なことだと私は考えます。といいますのは、町への移住政策、Uターン・Iターン及びその友人関係、親戚関係、もう子供・孫の時代に入っていると思いますけれども、町に移住が1人、1世帯増えることによって、平野委員言うところの分母が増えるわけですよ。会計のですね。非常に重要なことなので、ぜひこの東京おいらせ会を盛り上げるような対策を担当課には考えてほしいなと思いますけれども、それともう1点ありまして、同じ項目のところの、これは委託料の中ですけれども、職員メンタルヘルス対策委託料30万2,650円支出しているわけですけれども、これはどういった内容で実施しているのか説明をいただきたい。</p>
澤上委員長	政策推進課長。
政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>それでは、私から東京おいらせ会の件について答弁させていただきたいと思います。</p>
	<p>馬場委員おっしゃるとおり、東京おいらせ会の会員というのは町にとっての関係人口ということで、大変大事な存在だなということは認識しております。今現在、新型コロナの影響でなかなかその関東方面への働きかけのことも含めて、なかなか難しい状況でございますので、このコロナ禍においてできること、例えばオンラインでの方法とか様々ちょっとやり方を考えて盛り上げる方法をちょっと検討していきたいと思います。以上です。</p>
澤上委員長	総務課長。
総務課長 (西館道幸君)	<p>それでは、職員のメンタルヘルスの対策委託料について答弁いたします。</p> <p>これにつきましては、職員のメンタルの部分のケアをするための業務委託になりまして、職員の心の状態をアンケート形式の様式に回答いただいて、これはそ</p>

	<p>れを業者でそれぞれ分析をいたしまして、今のその職員の心の状態を見て、それを各分野ごとで分析した上で、この方はちょっとストレスがたまっているようだとか、そういう高ストレス症状のある方については医師の面談を受けるなどをしながら、心のケアをしていくというために行っている委託であります。以上です。</p> <p>(「業者名は」の声あり)</p> <p>業者につきましては、三良商事、青森の業者さんになります。(「分かりました。ありがとうございました」の声あり)</p>
澤上委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>平野委員。</p>
平野敏彦委員	<p>それでは、質問させていただきます。主要施策の成果でお聞きしたいと思います。</p> <p>まず、26ページから職員の研修が載っていますけれども、コロナ禍で見ますと、多分県外研修とかそういうのが落ち込んでいるのが分かりますけれども、参加者の数というのは、内部でもあまり多くないなという気がしております。実際に見ますと、新採用とかそういうのは当然なのですけれども、外部、町外の研修でいけば、自治研とか選択研修、これだけの人しか参加していないのかなという部局研修もですね。コロナで研修する機会がなかったのか。全体の数からいったら本当に微々たるものだなという感じがきていますので、やはり職員のスキル・レベルアップのためには、本当にこれでいいのかなという思いがありますので、この部分でお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、31ページの文書広報費ですけれども、前にも質問したのですけれども、広報の発行です。部数からいけば、ここに載っていますから、私は三沢とか、こういう温泉に行って感じるのですけれども、温泉のところ三沢の広報も置いてあるんですよ。それから、議会の広告。当町の場合はなかなか他の機関というのに、公民館、図書館とかそういうところにはあるのですけれども、もうちょっと町のいろんな情報のほかに、町外にも情報発信するためには、やはり私のそばであれば、和の湯は町外の人がほとんど来ます。そういう場所に町外のために情報発信するというだけでも置いてほしいし、それからコンビニ、郵便局、そしてまたJA、こういう事業所にも置くことができないのか。金額的に言っても、印刷費を見ますと、全体の予算のほんのパーセントが、本当に微々たるものだなという気がしていますので、この辺改善する意向がないかどうかお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、地域おこし協力隊が、私もインターネットで見えていますけれども、</p>

	<p>非常に1人で情報発信しているのですけれども、位置づけがどうもよく私は理解できないなという、行政業務の補助員的な扱いをしているのではないかと。もっと個性を出させた形での活動の方法というのはあっていいんじゃないかと。もう澤口さんにあっては今年で終わりというメールが出て、私も見ていますけれども、見なければほとんど地域おこし協力隊がいるというのも分からないわけで、もっともところ、地域にも、そしてまたさっき言った東京おいらせ会とかそういう部分への情報発信とか、いろんな方法があると思うのですけれども、これらの取組は現在どうなっているか、もう1回お聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それと、44ページからの賦課徴収のところですが、46ページなんかを見ますと、滞納整理の実績が載っています。非常にこの厳しい中で滞納に当たっているわけですが、ただ、私が疑問に感じたのは、差押え実績とか、それから交付要求の実績、それから県の滞納整理組合の移行、それからその欠損の、こう載っていますけれども、コロナ禍で徴収とかそういうのに非常に制限される中で、この件数、差押え件数とか交付要求の件数というのは、本年度の場合、前年度とほとんど変わっていない。私は逆にこれがぐっと伸びて、外に出られない分、こういう処理をしましたよという決算報告かと思ったら、全然伸びていないというのは、これは何が原因なのか。この辺説明いただきたいと思います。</p> <p>それと、元年の未収金、今年度も同じだと思いますけれども、それからいっても、まだまだこの手続の件数というのが増えてもよかったんじゃないかと思しますので、説明をお願いしたいと思います。</p> <p>取りあえず以上です。</p>
澤上委員長	総務課長。
総務課長 (西舘道幸君)	<p>それでは、平野委員の質問にお答えいたします。</p> <p>研修の部分で、内部も含めて研修の参加者が、受講者が少ないのではないかと、いうご指摘だったかと思えます。そのとおりでありまして、昨年はやはりコロナの影響もありまして、町外への研修もそうですけれども、外部から講師を呼んでの研修というのも自粛をさせていただいております。唯一、県内の自治研修所の研修については極力行けるような形で計画をしておりましたけれども、それ以外については自粛をしましょうということで人数が減っているものでありまして、その代わりと言ってはなんですけれども、25ページにありますように、eラーニングの研修ということで、それにインターネットの回線を使った机上でできる研修を皆さんに推奨いたしまして、その件数は見ていただければ分かりますけれども、格段に増えているということでご理解いただければと思います。</p>

	<p>あと、31ページの広報の発行のところで、町の公共施設以外の民間の施設にも広報を置いてはいかがかなというご提案かと思いますが、この辺につきましては、ちょっと部数のところもありますので、可能かどうかという部分を担当ともお話をして、できるかどうか可能性を探りながら、広報の持ち方というものをちょっと検討してみたいなと思っております。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>政策推進課長。</p>
<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、私からは地域おこし協力隊について答弁させていただきたいと思えます。</p> <p>地域おこし協力隊につきましては、人口減少対策ということで都市部の生活者、都市部から来ていただいた隊員の新たな視点によって、町の魅力を発見するとか、あるいは情報発信をしていただくというようなことで、町のPRあるいは定住人口の確保というところを目的に設置しているところでございまして、具体的には移住コーディネーター業務ということで、都心部の方等が、おいらせ町に興味を持っていただいた方がいれば、その方とのやり取りをしながら、おいらせ町に移住してもらえようようなコーディネート、サポートをしていくということと、あとは町の情報の効果的な発信あるいは隊員そのもののアイデアを生かしたような何かイベントの開催ということで、そういうことを期待して、ミッションとして置いているところでございます。</p> <p>町の事務の補助的な、そういうことで置いているのではなくて、そういう先ほど申したような移住コーディネーター等の業務を担うというところで期待をしているところでございますが、なかなかこう、その思うとおりにできていないというところも実際にはあるのかなということでは、反省をしているところでございます。</p> <p>特に令和2年度に関しましては、新型コロナの関係で独自の交流イベント等も開催もできませんでしたし、首都圏へ行ってのフェアとかそういうのも実施できずに終わってしまったというところもございます。現在、いる澤口隊員につきましては、今年の10月末で終わりということになりますが、10月1日から新たな隊員を採用することにしておりますので、またその新しい隊員と、その人のスキルとかを生かしながら、協力隊のミッションというか業務を改めて相談しながら考えていきたいと思っております。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>税務課長。</p>

<p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>それでは、44ページの賦課徴収の関係の主に収納率向上の活動があまりできていなかったのではないかと理由ということになりますが、コロナで逆に伸びているのではないかとご指摘ではありましたが、私も今年来たばかりで、去年の状況そのものは分からないのですが、手持ちの資料でいくと、結構休日相談等の伸びとか、あと臨戸訪問徴収というのを年に4回ぐらいやっているのですが、その中で金額ではない収納率とかという部分等は上がっていると。あと、差押え件数も若干ではありますけれども伸びているという手持ち資料があったので、確かにコロナの影響で今年度よりも去年はちょうど出始めで、特に1人でも県内で出るともう大騒ぎの状態だったのかなと。それで、もう外には出ないようとか、接触は控えるようにというのがあったような、自分でも記憶がありますので、今年度もそうなのですが、今年度は逆にオリンピックがあった関係もあって、いろいろ外に感染対策をすれば出られるかのような報道等もあって、以外と自粛等をされていないようなところもあったのですが、去年のコロナの異常な対応の中では、結構頑張って収納率も上がっていますし、金額そのものではない活動の実績の中では、数値は上がっているのではないかなと私のほうでは考えております。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>よろしいですか。 平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>総務課長の説明で、研修についてはやはりコロナの影響で自粛したというのは理解できます。</p> <p>それから、広報の31ページのところですけれども、私が言うのは、ほかにも置いてほしいということ、広報でPRコーナーがあるわけですね。スポンサーを取っているわけですよ。スポンサーを取っているわけですから、やはりその分収入もある。そのためにも、この戸数、今の配布の方法だけではなくて、一般にもそのスポンサーに対するPR効果も高めるためにも、私が行っているような銭湯とかコンビニとか郵便局とかJAとか、そういうのに置いて、スポンサーにもこれだけの取組をしていますよということもアピールする必要があるんじゃないですか。私はそういう意味も含めて聞いています。</p> <p>それで、三沢もスポンサーを取っていますけれども、やはり相当置いていますよ。私、一番行っているのが、太郎温泉に行くのだけれども、うちからも私と一緒に朝6時のあれに入る人がいるのだけれども、広報が三沢の場合、あそこは50部ぐらいありますよ。議会の報告と一緒に。私、たまにもらってくるのだけれども、そういうのもあって、その広報には三沢の広告も載っています。ああ、こ</p>

ういうふうにして載せているんだなというのが分かる。そういうのも含めれば、ただ単に予算を抑制してやるのだったら、広告を取っている意味もないんじゃないですか。それだけ収入があるわけですから、その分増やしてもいいと私は思いますけれども、もう1点、そういうことでお願いをしたいと。お聞きします。

それから、地域おこし協力隊については、移住コーディネーターの業務で2年間ほとんど町外の活動が抑制されてきたというのは理解できます。でもね、やはり彼女のあのホームページなんか、ラインなんかを見て、一生懸命やっているのは分かるのだけれども、やはり孤立しているような感じがするんですよ。もっとこう、いろんな意味でサポーターを増やしていくとか、せっかく来てもらっても、何かこう、かわいそうだなという私は感じを受けましたよ。今までのをこう見て。もっと行政でも、担当課以外でもいろんな情報提供をすることで、それから町内を横断して、例えばこのおいらせ会とかそういうものとの情報交換をして、この定住の希望を取ってもらうとかという取組をして、あと彼女をサポートしてやったら、少しはもっとこう、効果も上げられたんじゃないかなという、私は思いがあるのですけれども、今度新しくまた採用になったということですから、少なくとも今までの反省を踏まえて、効果を上げてもらうような形で担当課としてもサポートしてほしいなという思いがあります。

それと、あとさっき落としたのが1つあります。40ページのところで、生活会館等修繕工事費が載っていましたが生活館は災害の避難所になっています。それで、非常に、高齢者の方が避難した際にトイレ、和式トイレで使えないと、しゃがめないんだよ、いや、大変だという、そういう話をされておりました。それから、子供も、よっぽど今はもうしゃがむというのは非常に抵抗があると。だから、もうトイレに行かないという子供もいます。このところは少なくとも災害の避難所になっている、指定されているところについては、トイレの洋式化を、決算でもうこれは使ったことですが、将来的に町長は対応していきたいなど、いくのかなと。今はちょうど防災マップとかそういう災害のあれができてくるわけですから、それに併せてぜひこの部分は改善をしていただくように、町長、来年の部分でやりますよということで答えがいただければ、私は非常に次に期待をしたいと感じています。

税務課のこの件ですけれども、私が言っているのは徴収率じゃなくて、事務処理の件数、それが増えていないよということを言っているんですよ。中にいて外に出る機会がなかったら、私が言う、その事務処理件数、その差押えを多くする、例えば今年度が差押え実績が12件ですけれども、倍ぐらいになったとか、交付要求も本年度9件ですよ。これがもう15件になったとか、そういうのだったら、私は、ああ、なるほど、外に出ていない分、中でこれだけの実績を上げたんだな

<p>澤上委員長</p>	<p>という理解をしますけれども、金額なんていうのは1件の額が大きい人が納めたら、それだけ上がるわけですよ、パーセントは。私が言っているのは、こういう事務対応の仕方でもうだったのかというのを聞いているわけですよ。以上です。</p>
<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、地域おこし協力隊の件について答弁させていただきます。</p> <p>平野委員ご指摘のとおり、孤立している感じがするというので、もっとサポートしたほうがよかったんじゃないかというご指摘でございました。はい、もしかしたらそういう点も、私たちが気づかないところでそういう思いをしていたかもしれないということもあります。</p> <p>それで、一応おこし隊に関しましては、採用以来、毎月ミーティングを行って、お互い遠慮なく話をしてきたつもりでもいましたけれども、やはり町に対して遠慮する部分ももちろんあったかもしれませんので、そういうところを含めまして、最後の1か月、ちょうど新隊員とダブるような形で1か月間だけ2人置くことになって、その間に引継ぎをするという期間にしております。その際に、今の澤口隊員のほうで3年間やってきたことを総括していただいて、町にこういうことをしたほうがいいんじゃないかという提言をいただくことにしておりますので、そういう出てきた意見等を踏まえまして、新しい隊員とまた協力隊を盛り上げるように我々の課でも対応していきたいと考えております。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>それでは、広報の配布場所のことでのことだと思いますけれども、基本的には広報を担当する者としては、各、毎戸に広報紙が届くということを基本に取り組んでおりまして、それ以外どうしても届かない方に対しては、公共施設とかそういうところを利用してもらうということで配布の計画をしておりますので、民間のところまで今の部数でできるのか、確かに広告料を頂いてはおりますけれども、広告料もほんの二十数万円ということで、そんなに大きい額でもございませんですし、やはり予算の範囲内でもしそういうことが可能であるのかどうかというのを、ちょっと担当とも協議しながら今後進めていきたいと思っております。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>学務課長。</p>

<p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>私からは、昨年、税務課におりましたので、昨年の状況ということで報告させていただきます。</p> <p>平野委員おっしゃるとおり、徴収に関して出られなかったという部分につきましては、例年であれば、46ページのところに臨戸訪問徴収という部分がありますけれども、その部分で例年であれば5月の電話催告の後に6月、訪問徴収をしているわけですけれども、ここの6月のところだけ訪問徴収ということで、外に出られなかった期間がありました。それ以外につきましては、8月もしくは12月、通常の臨戸訪問をしているところになっておりましたので、コロナ禍にあって外に出られなかったところにつきましては、6月の時期だけとなっておりますので、それを勘案すれば、そんなに例年と違った形で外に出られなく中ということにはなっていないかと記憶しております。</p> <p>あと、差押え件数の実績が伸びていないのではないかなというお話をいただいております。差し押さえる際につきましては、やはり滞っている方々にまず電話催告、もしくは訪問徴収の際に相談をしながら次の計画で納付をいただく約束をします。その約束が不履行になった場合に、預貯金調査とか、あと生命保険等を調査した上で差し押さえることとなります。ここの部分の件数につきましては、例年どおりの件数になってきておりました。それで、今思い出すと、やはり預貯金調査をしたときに、なかなかまとまった金額が最近はつかみ切れていないところがあります。本当はないのか、それともほかのところに置いているのか、その部分も把握しながら進めてはきているところでした。</p> <p>この差押えのところを実績を上げるにつきましては、やはり厳しいものがあるなということで、私は3年ほどいましたけれども、やってきたところでは、生命保険に関しても、換価したときに金額が10万円を超えるような換価金額になる保険を掛けている方ってやはり滞納する方々、あまりいらっしゃらなかったという記憶があります。その部分で難しいところがあるなと思いつつも、また毎年その徴収に関しては、徴収班、徴収係4名と、いろいろと検討しながら進めてきているということでご理解いただければなと思います。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>税務課長。</p>
<p>税務課長 (久保田優治君)</p>	<p>昨年度の状況を去年の課長である学務課長からお手伝いいただいて答弁しましたが、今年度も引き続き、コロナ禍でもありますので、外に出られない状況等もありましたけれども、引き続き限られた同じ4人の収納班の中で、補佐課長も先頭に立ってそういう活動をして収納対策、できることを着々とやっていきたいと思っております。</p>

<p>澤上委員長</p>	<p>町長。</p>
<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>先ほど来、各般にわたって平野委員のご意見を伺いましたけれども、地域おこし協力隊に関しまして、孤立しているという、私も全然気がつかなかったわけですし、大変申し訳なかったなと思っております。と申しますのは、なかなか会うことはないのですが、会うたび、どうしている、いいか悪いかという声かけはしていたので、それに明るく答えたり対応してくれるもので、よく頑張っているなと感じていたんですね。悪かったなという今思いがしております。</p> <p>そして、また今、トイレの要望等が出されました。私もできるだけ、何ていうのですか、よそのトイレに行くと遠慮をします。ドアを開けるのではなく、やはり住み慣れたトイレというか、使い慣れたトイレのほうがいいというもので、まして、ドアを開けて普段使っていないようなトイレであれば、誰でも気になる、あるいは遠慮する部分もあるのかなと思っていますので、調査させ情報を収集しながら、改修できるところはする、あるいは新築しなければ、もう少しで集会所を建て替えするんだよという部分では、もしかすれば待ってもらえるかもしれませんし、そういう部分を含めて状況を見ながら判断していきますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>平野委員、よろしいですか。</p> <p>ほかにごいませんか。</p>
<p>(委員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>なしと認め、第1款から第2款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第3款民生費から第4款衛生費までについての質疑を受けます。</p> <p>73ページから93ページまでとなります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>馬場委員。</p>
<p>馬場正治委員</p>	<p>73ページ、3款民生費の1項1目社会福祉総務費の1節報酬のところですけども、民生委員推薦会委員報酬3万1,800円と使っているわけですけども、ある町内会で、その民生委員の高齢化によりまして、金銭を払った、払わないのトラブル、いわゆる民生委員が責任者として日帰りの温泉とかに連れていっているわけですけども、そのときの会費を払った、もらっていないというトラブルが生じたりしているケースが聞こえております。これはもう複数回、同じ地域ですけども、複数回そういうトラブルが発生しているということですけども、</p>

	<p>も、民生委員のいわゆる年齢制限とかそういったものについて、この推薦会のほうではどのように取り扱っているのかどうか。本当に適任の方に委託しているのか。これはたしか国の委託になっているんですよね、なぜか。そういうことで、本人は国から委託されているから辞められないということもおっしゃっているそうなんです。そういう実態があることを町は承知しているのかということと、先ほど聞いた、その推薦の基準、それを教えてください。</p> <p>次に、75ページ、2目11節の障害者福祉サービス等支払手数料59万6000円何がし。この支払手数料についてご説明いただきます。</p> <p>それから、次の12節委託料の中の相談支援事業、その下のコミュニケーション支援事業、その下の地域活動支援センター、これについてご説明いただきます。</p> <p>次のページの3目12節委託料ですけれども、外出支援サービス事業委託料36万何がし。軽度生活援助事業委託料134万何がし。福祉安心電話管理運営業務委託料41万何がし。これについてどのように運営して、誰に払っているのか、ご説明をお願いします。</p> <p>次のページですけれども、79ページ、同じ科目の27節繰出金ですけれども、介護保険特別会計繰出金4億500万何がし。これについてご説明をお願いします。</p> <p>次に、これはちょっと用語を教えてくださいなんですけれども、そのちょっと下に国民年金費の中の12節委託料としてウィズライフ国民年金システムという記載がありまして、95万7,000円払っているわけですけれども、このウィズライフとは何かというのをご説明いただきます。以上です。</p>
澤上委員長	介護福祉課長。
介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>まず、民生委員につきましてですが、先ほどあった会費とかの件につきましては、ちょっと聞いておりませんので、そこについてはちょっと後で確認をしたいと思います。</p> <p>年齢については、推薦会のところでは、民生委員につきましては一応75歳定年というのが1つあります。ただし、本人の気力があれば78歳まで延長してもいいですよという国の規定がありますので、それに沿って進めております。辞められないという人がどういう方か分かりませんが、その年齢が来る前に辞めている方もおりますので、その際は新しい民生委員を町内会と相談しながら推薦会にかけて推薦をするという段取りで行っております。</p>
	それから、75ページの障害者福祉サービスの支払手数料につきましては、支

払い先は国保連と支払基金になります。

次に、相談支援事業委託料につきましては、障害を持っている方、一般的な相談を受ける窓口につきましては、5つの事業所に委託をして実施しております。事業所につきましては、八戸の医療法人清照会というところが1つ、同じく八戸で広域財団法人こころすこやか財団、それから十和田の社会福祉法人共生の杜、それから三沢市の社会福祉法人楽晴会、それからおいらせ町の社会福祉法人昭壽会のほうに委託をして相談事業、相談を受けるような形を取っております。

それから、コミュニケーション支援事業委託料につきましては、話をできない、耳が聞こえないとかという聾啞者に対しまして、その人が例えば通院とか何か必要な用事がある場合、県の聾啞協会のほうに、この日、この時間に手話の通訳をお願いをしたいという委託をして実施をしているのが、コミュニケーション事業委託になります。

次に、地域活動支援センター事業委託料につきましては、障害のある方を事業所に通わせまして、創作的活動とか生産活動など交流の促進を行う事業となっております。これにつきましては4事業所になりまして、先ほどと同様の施設がありますが、八戸の医療法人清照会、それから広域財団法人こころすこやか財団、それから社会福祉法人共生の杜、それから同じく楽晴会というところに委託をして、創作活動等の委託を実施しております。

それから、高齢者福祉に行きまして、外出支援事業委託料につきましては36万1,250円ですが、委託先が町内のおいらせ会、仁泉会、誠友会、それから社会福祉協議会に、車椅子相当の方の通院の移送サービスについて委託をしているものになります。

次に、軽度生活援助事業委託料につきましては、自分で除雪とか、邪魔になっている、隣近所に支障を来している木の伐採とか、自分でできない方につきまして、シルバー人材センターに委託をして代わりに伐採をしていただくと。それで、本人負担は1割負担で実施しております。

次に、安心電話の委託料につきましては、独り暮らしとか高齢者世帯とか身体障害者の方で、固定電話がある人になりますけれども、そういった方が緊急のときにボタンを押して、ちょっと調子悪いですみたいなときにボタンを押して緊急を知らせると。そうすると、県の社協につながりまして、そちらから近隣のその人についている、何ていうんですかね、ほのぼの交流協力員という方がおりまして、そういう方が駆けつけて確認をして必要な措置を取るという委託になります。

それから、介護保険の繰出金になります。介護保険の繰出金が様々ありますが、給付費の繰入れが給付の12.5%。それから、地域支援事業の繰入金につきま

<p>澤上委員長</p>	<p>しては、大体19.5%を繰り出しします。あと、それ以外には職員の給与費の繰入れ、それから事務費の繰入れ、そういうのが含まれておりまして、全部で4億505万4,452円という形となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>ページ数が80ページですね。ウィズライフ国民年金システム改修委託料のウィズライフの用語説明ということでご質問がありました。ウィズライフとは、うちの基幹系のシステムはワークビジョン、旧東芝で構築されたシステムというのはご存じかと思います。その基幹系システムのソフトの総名称がウィズライフとなっております。車で言えばその名称があるように、そのソフトの名称がウィズライフということになります。</p> <p>それで、例でちょっとお話しします。例えばソフトがウィズライフということで、あとこの下に住民基本台帳システムという名称がついたりします。それが基幹系システムというのですけれども、そのソフト名称がウィズライフですので、ただ頭にウィズライフというものをちょっとつけたという形になっているものです。以上になります。</p>
<p>澤上委員長 馬場正治委員</p>	<p>馬場委員。</p> <p>まず、答弁漏れはなかったですかね。全て答弁いただきましたでしょうか。</p> <p>まず、民生委員推薦会委員報酬について、この民生委員推薦会についての説明が不十分だったと思いますね。こういうのがあるのを知らなかったですね。それで、民生委員の推薦はいつ誰が行っているのか。議会のほうでは聞いていないと思います。私も初めてこれ、民生委員推薦会という名称です。以前、私が町内会長をしていたときは、町の担当課の職員があの人はどうだろうとか、地区の町内会長に誰かいい人いませんかとかと打診をして、それで適当な人を町内会で推薦できない場合、担当職員が個別に当たるということをやっておりましたけれども、現在は違ってきたのかどうかの確認と、それから何名でどういった、個人の名称は、これは委員会ですから公表しても差し支えないはずですから、現在どなたが推薦委員になっているのか教えてください。</p> <p>続いて、78ページの福祉安心電話管理運営業務委託料ですけれども、これについての答弁が、この対象者の家に固定電話、直接県につながる固定電話を置い</p>

	<p>ていて、調子が悪い、危ない、具合悪いというときに、そのボタンを押せば県につながって、県から町へつながって、町じゃなくて、ほのぼの協力員につながるという答弁だったと思いますけれども、実は私の妻も、いわゆるほのぼの交流協力員というのをもう何年もやっております、その仕事というのは、町の社会福祉協議会から委託されて、月に2回、独り暮らしの高齢者のお宅を訪ねて、元気にはしていますかとか、最近調子どうですかとか、それで世間話の相手もする、そういうのが仕事と聞いております。そういった文書も見ておりますけれども、現在は変更になったのかどうか。</p> <p>あとは、ウィズライフというソフト名を載せてありますけれども、別に差し支えなければいいのですけれども、要は国民年金システムの改修委託料ということなので、訳のわからないソフト名は削除すべきだと私は考えますが、それについて。以上です。</p>
澤上委員長	介護福祉課長。
<p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>民生委員の推薦につきましてですが、前と変わったかどうかということですが、今民生委員が例えば任期で新しくしなければならぬといったときには、町内会から推薦をいただくようにしております。推薦が上がりますと、民生委員の推薦会を開催をして、皆さんがいいということになれば県に推薦をしていく形を取っております。</p> <p>それで、民生委員のメンバーでしたけれども、ちょっと今名簿を持っていなかったもので、6人、名簿がちょっと今ないので、後で委員に報告をしたいと思います。</p> <p>あと、福祉安心電話につきましては、私の認識がちょっと違っていたかもしれないのですけれども、ほのぼの協力員と地域の支援者の方がやっているところもあるかもしれませんが、その安心電話を設置した場合に、2名から3名程度支援する方を選んで登録をします。それで、何かあればその方に連絡が行くとなっていると聞いております。</p> <p>それで、先ほどのほのぼの協力員の月2回の活動というのが変更になったかどうかにつきましては、一応社会福祉協議会で行っておりますので、それについてはちょっと前と今が変わっているかどうかは、今ここではちょっと資料がないのでお答えできません。以上です。</p>
澤上委員長	町民課長。

<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>ウィズライフ国民年金システムのウィズライフについてご指摘をいただきました。今お話をいただいてごもっともだなと思いました。ちょっと余計なのをつけたなと思っております。予算要求の際、課長も担当するものですから、気をつけたいと思います。次回からちょっとこの辺はないようにして取扱いしたいと思います。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>馬場委員。</p>
<p>馬場正治委員</p>	<p>ありがとうございます。3回目ですので、手短にしたいと思います。</p> <p>民生委員推薦会を開催するという説明でしたけれども、しならば民生委員は誰が委嘱しているのか。何を基準に委嘱しているのか説明が漏れておりますので、そこを氏名だけではなくて、人数とか氏名ではなくて、誰が委嘱しているのか、その説明がありませんでしたので、お願いします。</p> <p>それから、地域活動支援センターの部分ですけれども、結局、センターというのはないような気がするんですよ。同じ業者というか、3医療機関なり施設にお願いしているわけですから、センターという組織の存在は感じられないのですけれども、そのことの確認をいたします。</p> <p>それから、福祉安心電話に関してですけれども、これまで私が町内会長をやっていた時代に、実際に福祉安心電話をボタンを押して地域の依頼されている方が駆けつけました。ところが、鍵がかかっているわけです。そのお宅にですね。それで、呼んでも耳が遠いから聞こえない。やむを得ず警察を呼んだ。こういう事実があったわけですけれども、そのことについて町はそういうケースを承知しているのか。それに対する対応を考えているのか、お聞きしたいと思います。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>介護福祉課長。</p>
<p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>民生委員の推薦についてですが、誰が委嘱しているのかということですが、民生委員自体につきましては、厚生労働大臣が委嘱をしまして、地区の担当を委嘱するのが青森県知事ということになっております。民生委員の推薦委員は町長が委嘱します。</p> <p>次に、地域活動支援センターにつきまして、センターがないということでは、センターの登録があるので委託をしているものであります。</p> <p>あと、安心電話につきましては、鍵がかかっているとかという場合、特殊な事情につきましては、鍵がかかっているならば警察を呼ばないとちょっと開けられませんが、そういう警察と連携をしながら対応することになると思いますけれども</p>

<p>澤上委員長</p>	<p>も、こういう事情については最近は聞いてはおりませんが、私が知らないところで前はあったのかもしれませんが、そういった対応の部分につきましては、そういうことを想定しながら進めてまいりたいと思います。以上です。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、ここで暫時休憩します。45分まで。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時32分)</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後2時45分)</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>ここで、介護福祉課長より馬場委員からの質疑について答弁漏れがあり、答弁したいとの申入れがありましたので、これを許します。</p> <p>介護福祉課長。</p>
<p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>先ほど馬場委員の質問の際に、民生委員の推薦会の委員の名簿について持ち合わせがなくて答弁できなくて申し訳ありませんでした。委員長の許しを得て答弁をしたいと思います。</p> <p>令和2年度の委員につきましては、まず民生委員・児童委員協議会の会長、〇〇さん、それからおいらせ町保育会会長の〇〇さん、それから社会福祉協議会会長の〇〇さん、失礼しました。では、民生委員・児童委員協議会の会長、〇〇〇〇さん、保育会会長、〇〇〇〇さん、社会福祉協議会会長、〇〇〇〇さん、町の教育委員会教育委員の〇〇〇〇さん、それから学識経験ということで前民生委員・児童委員協議会副会長の〇〇〇〇さん、それから町連合町内会理事の〇〇〇〇さん、それから私、介護福祉課長、以上7名になります。以上です。(「ありがとうございます」の声あり)</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>檜山委員。</p>
<p>檜山 忠委員</p>	<p>15番檜山です。端的に聞きます。</p> <p>高齢者福祉費の中の80ページなのですけれども、老人クラブ補助金について伺います。この老人クラブの補助金は、これは社会福祉協議会を通して単位の老人クラブにそれぞれ補助をしていると思いますけれども、これについて昨年活動がないということで返納をした単位クラブがあると思いますけれども、これは幾ら、何件の単位クラブからで、幾らの金額が返ってきていますか。</p>

澤上委員長	介護福祉課長。
介護福祉課長 (田中淳也君)	まず、老人クラブの補助金につきましては、連合会は社会福祉協議会が窓口になって、そちらに補助金を流します。それで、単位会は単位会に直接振込になっているかと思います。それで、連合会が当初63万9,000円の予定分が52万5,000円、それから単位会は当初決定額としては98万5,000円に對しまして93万1,275円ということになっております。それで、全部で単位会については18団体ということです。以上です。
澤上委員長	檜山委員。
檜山 忠委員	実は、このコロナ禍の中で、活動しようにも活動できない、そういう状態の中にあっても、補助金を使わなかったのだから戻しなさいということであったんですよね。これと、できたら少なくとも今年度、今はまだコロナが一番感染拡大している中ですので、今年度だけでもその活動ができなかったのだから返せ、返しなさいということがないようなことにしていただけないものなののでしょうか。そこを聞きます。
澤上委員長	介護福祉課長。
介護福祉課長 (田中淳也君)	町補助金に関しましては、財政管財課が総合的な担当になりますけれども、私のほうは老人クラブとか障害者福祉会とかを担当していますけれども、そちらの障害者福祉会も老人クラブも、使った場合は使った分相応に對して基準額をお支払いすると。そこに満たない場合については返還していただきたいということで説明をしておりますので、そういうことをご理解をいただきたいと思います。
澤上委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (岡本啓一君)	町補助金の総合調整は財政管財課が行っておりまして、各種団体補助金全般について言えることなのですけれども、補助金の対象経費が使われて初めてその対象経費を助成するという目的で交付しているのでありますから、今回のような特殊事情はあるにせよ、お金が使われなかったということであれば、やはりこの補助金は、当年度分は年度末にやはりこの減額という措置を、老人クラブでなくて、この全般的に行うルールであることをご理解いただきたいと思います。以上です。

澤上委員長	<p>檜山委員。</p>
檜山 忠委員	<p>それは決まりとしてそうなのかもしれません。ただ、老人クラブという特殊な団体であるならば、そこから感染者が出ているということがあったりして、それで活動しようにも活動できない状況であるということであるならば、それを使わなかったから返せじゃなくて、次に有効に使って活動を活発にしてくださいということの、それぐらいの配慮をしていただきたい、要望だけです。</p>
澤上委員長	<p>回答はよろしいですか。（「よろしいです」の声あり） ほかにございませんか。 平野委員。</p>
平野敏彦委員	<p>私、何点かお伺いいたします。 まず、決算書の84ページ、多児出産祝い金120万円ありますけれども、これは町単独で、対象者になったのは何人なのか。1人当たり金額幾らなのか。これを教えていただきたいと思います。 それから、同じページのところで、扶助費の新生児特別定額給付金1,680万円、これは多分補助金が充当されていると思いますけれども、その補助金、補助率が何ぼで、対象が何人で、1人当たりの金額は幾らになっているのか、これをお知らせいただきたいと思います。 町独自で新生児誕生祝い金で10万円とかというのが、出しているところもありますけれども、町でもそういう独自の施策があるかどうか、ちょっと私、記憶にないので、そのところも付け加えてお聞かせいただければと思います。 それから、90ページのところの環境衛生費の負担金、補助及び交付金のところですが、ごみ箱設置補助金72万7,000円、資源ごみ32万円、生ごみ処理搬入5万5,660円ありますけれども、ごみ箱の設置補助金では、定額の補助になって、1個当たりの金額、単価が上限があるんですよ。実際に私の二川目町内会でも、その定額の金額内で発注したら、今までのサイズよりも小さいんですよ。もっと補助金の定額制を上げてもらえませんか。まだこれから、それから予算も増やしてほしい、対象を。1町内、1年でやれるぐらいの予算をちゃんと見積もってほしいと思いますよ。2年目とかと言われれば、結局、一番最初に造ってやるのだけれども、小さくて駄目だと、こうなってきたときに、容易に変更できないんですよ。1回で造ってしまえばそれなりに対応すると思いますけれども、あれじゃあとても駄目だと。中に入らないでごみを外へ野積みにして</p>

	<p>おいて収集の日に、今はそういう実態なわけですよ。それで、よってカラスとかそういう被害も出ているわけですから、やはり実態に合わせた形で、金額も定額、上積みをして補助してほしいと思います。</p> <p>ぜひこれはね、今いろいろ町内でも問題になっていますので、ぜひ何とか、これぐらいは町長の裁量でぱんと上げられると思いますので、町長、よろしく願いします。</p> <p>それから、96ページのところの5款の労働費の出稼ぎ援護事業費……。〔4款まで〕の声あり）ああ、そうか、4款までか。すみません。それでは、取りあえずここで終わります。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>保健子ども課長。</p>
<p>保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>それでは、平野委員にお答えいたします。</p> <p>平野委員からは、多子出産祝い金及び新生児特別定額給付金についてお尋ねがありました。</p> <p>多子出産祝い金については、主要施策の56ページ、57ページをご覧くださいと思います。こちらは出産・子育てに係る負担軽減により、安心して出産・育児のできる環境を整えるために、第2子以降の出産に対して祝い金を支給するもので、平成27年10月から平成31年末までで事業を行ってまいりました。それで、今年度については令和元年度に出生した分について支給したものであります。第2子については5万円、第3子以降については1人10万円ということで、令和2年は令和元年中に生まれた子供に対して令和2年に計18件、120万円を支給した形になります。</p> <p>それで、次に新生児特別定額給付金でございます。こちらについては主要施策の59ページをご覧ください。こちらについては、国の特別定額給付金の基準日の翌日以降に生まれた児童の範囲に対して、感染の不安を抱きながら妊娠期を過ぎた子育て世帯に対しての慰労と経済的負担の軽減を図るために、新生児1人につき10万円を支給しております。令和2年4月28日から令和3年3月31日までに168人の新生児が誕生しておりますので、そちらの方に対して1人10万円、計1,680万円を支給しております。</p> <p>なお、多子出産祝い金については町の単独財源で、新生児給付金についてはコロナの交付金で100%財源となっております。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>町民課長。</p>

<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>では、平野委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>ごみ箱設置補助金の補助、上限額を上げてほしいと、ちょっと当初予算の総額を見直しはどうかという話かと思います。こちらは3月議会でも平野議員から質問があったかと思います。そのときはなかなかできないというお話をしておりました。ただ、その後、実は町長も副町長も分かっているとおり、分かっているのですけれども、町内会長会議が春先、ございまして、複数の町内会から上げてほしいと要望が出ておりました。今総合的に勘案して、やはり鉄の材料費が高騰しているというのは、どこの市町村も苦慮している、どこの業界も苦慮しているというのは、こちらも把握している状況です。</p> <p>そういう状況から、上の2人にもご相談して、ちょっと検討したいということとは了解をもらっていただきましたので、すぐ早めに答えを出していきたいと思います。</p> <p>それから、予算の総額についても、多少財政とのやり取りはあるのですけれども、町内会から翌年度以降の希望というのをもう少し綿密に取って確認することによって、予算計上をもう少しうまく調整できるかと考えておりますので、そういうことをちょっとしながらご希望に沿った補助金額の確保もしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>ごみ箱については非常に菅総理じゃないけれども、明るい光が見えてきたのかなという気持ち、気になりました。来年度の部分では対応が取られると期待をしております。</p> <p>それから、さっきの多子出産祝い金とかのところでは、第2子で5万円、第3子以降が10万円ということでした。それで、たしか新聞では、東北町だったと思うのですけれども、出産祝い金1人10万円出していたという記憶があるのですけれども、当町ではその独自の部分というのはないのですか。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>保健こども課長。</p>
<p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>こちらの多子出産祝い金については、現在はありません。令和元年11月の議員全員協議会でも説明しましたが、こちらの祝い金を支給した方に対するアンケート結果では、子供を設けるきっかけとして、大いになるとの回答は2割にとどまっていることから、直接的な子育て支援事業となっているか確認できないことから、その他の子育て支援事業、その他の子ども医療費や保育料の無料化、その他様々な子育て支援事業に財源を充てたものであります。以上です。</p>

澤上委員長	平野委員。
平野敏彦委員	<p>ほかを見ますと、その子育て支援もそうですけれども、その前段の不妊治療とかそういうのに非常に力を注いでいるなど。子育てする前の段階が私は、町長、一番大事だと思うのですけれども、そういう相談業務とかそういうものが町に寄せられているのか。そして、またその不妊治療等は国でも助成をするということで今出ていますけれども、町でも独自策を検討する考えがないか、町長からお聞かせしていただきたいと思います。</p>
澤上委員長	町長。
町長 (成田 隆君)	<p>何ですか、町の独自のことを私、専門家でもないのですけれども、答え、なかなか担当課長方からアドバイスをもらわないと答えられないのですけれども、不妊の前に結婚率をもう少し上げなければということ而努力はしていますけれども、そこを最優先に次、それから不妊とかいろんな部分に努力しなければならないのかなと思っていますので、今の制度では担当課長たちが扱っている部分でご了解いただきまして、私はできるだけ婚活に力を入れたいと思っていますので、よろしくをお願いします。</p>
澤上委員長	保健こども課長。
保健こども課長 (小向正志君)	<p>先ほど平野委員から不妊治療ということでお話がありました。町でも単独で不妊治療に対しての助成を行っております。県の特定不妊治療費助成を受けた方に対して、1回あたり10万円を上限に費用助成しております。こちらは町の単独財源で行っておることを申し添えます。以上です。</p>
澤上委員長 (委員席)	<p>そのほかございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
澤上委員長	<p>なしと認め、第3款から第4款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第5款労働費から第7款商工費までについての質疑を受けます。</p> <p>93ページから109ページまでとなります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>澤上委員。</p>

澤上 勝委員	<p>澤上です。観光費で質問してくれという合図がないのですけれども、質問をさせていただきます。</p> <p>92ページに、主要報告の、施策報告ですか、この中で昨年度、プレミアムを実施しておりますけれども、最終的に回収率が幾らになっているのか、把握していると思うので、その辺をお知らせ願います。</p> <p>続いて、93ページのブランド推進補助金でありますけれども、たしか50万円あったと思うのですけれども、三十何万円で終わっていますけれども、その辺のこう、10社で49品ですから、その辺がどういう補助金の使い方をしたのか、分かる範囲でいいですから、簡単でいいですから、よろしく願います。</p> <p>あと、高校レストラン、今年も残念ながらコロナで弁当のテイクアウト方式で実施しております。多分私も榎山さんもそのたびに買い求めに行っている者なのですけれども、順調にいつていると思うんですよ。ですが、この前も一般質問でさせていただきましたけれども、やはりコロナが終息したら、それなりにやはり前回のようにレストランをやはり実施したほうが、子供たちのためにも私はよろしいかと思えます。それで、場所的に前回のところが使えるのか使えないのか、私は分かりませんが、もし使えないときは、私の提案ですけれども、白鳥の家の1階がほとんど私は使われていないように見えます。景観的にもよろしいので、その辺を考えておいたらいかがでしょうかということでご提案をしておきます。</p> <p>あと、今年の飲食プレミアム、期限が1月のたしか10日ですね。このとおりコロナが終息が見えない。菅総理は明かりが見えたと言いますが、全くまだ見えていませんので、これの延長も視野に入れておいていただきたいと思います。</p> <p>あと、今年から郵便局で販売をされました。それはいいものとして、残念ながら北部にはまだ郵便局がございません。三沢2か所、私は2か所とも視察しておりますけれども、ほとんどお客さんはまばらでありましたから、やはり町長さん、郵便局誘致の状況もどうなっているか、この場でご説明をいただければと。以上でございます。</p>
澤上委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎和紀君)	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、1点目のプレミアム付商品券の関係ですが、こちらに書いてあるとおり、全セット売れましたので、使われていないのが数万円あったのですが、商工会さんのほうのご厚意で全て寄附して町に返していただいておりますので、回収率は</p>

	<p>100%になろうかと思えます。</p> <p>続きまして、ブランド支援のところでは、昨年度ですけれども、やはりコロナの影響で、これまでであればホッキ小屋とかそういったイベント等も実施していたのですが、そういったところができなかったため、ブランドの開発支援とかそういったところにお金を使わせていただいているといった状況でございます。</p> <p>次に、高校生レストラン、今年度も昨年に引き続いて結弁当ということで、ドライブスルー方式でご存じのとおりやっております。それで、今の、それこそ今までやっていた場所が借りられるかというところは、またこれからのご相談になろうかと思えます。白鳥の家の1階がというご提案でした。貸すことはこれから検討はできるかと思うのですが、実施するに当たって、調理場とか衛生の面でちょっと問題があるのかなと思っております。そういったところがクリアできるのであれば、また改めて検討はできるかと思えます。先方からそういう申出があれば検討はさせていただきたいと思っております。</p> <p>あと、飲食、今年度のプレミアム飲食券の延長ですが、これも今後のコロナの状況を見ながら、商工会さんが実施主体になっていますので、相談をさせていただきながら検討はしていきたいと思っております。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>政策推進課長。</p>
<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、北部地区への郵便局開局に関して、私から答弁をしたいと思います。</p> <p>これまでも議会でもいろいろ郵便局開局について町に取組を要望されたり、あるいは町としても開局についていろいろ郵便局とも調整等をしてきましたので、その経過についてお知らせをしたいと思います。</p> <p>令和元年より、以前はちょっと私、手元にございませんでちょっとお知らせできませんが、令和元年の8月には、日本郵便株式会社の東北支社の担当者の方、それから八戸郵便局長、下田郵便局長が役場に来庁をいたしまして、その際に町長、副町長、それから総務課長、政策推進課長ということで、お互い情報交換などをしていただいております。</p> <p>それから、令和2年に入りまして、6月30日には、日本郵便の本社の代表取締役社長宛て、それから東北支社長宛てに、木ノ下小学校区への郵便局の新規開局を求める要望書というものを提出をさせていただいております。それに対しまして、7月の31日に東北支社長から回答がありまして、新規開局については検討をしていきたいと。それで、意思決定には時間を要するというようなことでの回答をいただいております。</p> <p>それで、最近でございますけれども、令和3年8月30日には、青葉町内会か</p>

	<p>ら東北支社長宛てに郵便局新設に関する要望書を提出したという旨の通知が町に届いております。</p> <p>このような形で北部地区への郵便局開局については、折を見ながら日本郵便にはお願いをしてきているところでもありますし、私のほうでも下田郵便局長と情報交換をしながらこれまで来ております。それで、何か進展があれば教えてくださいということで、下田郵便局長にはお願いをしているところでございます。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>澤上委員。</p>
<p>澤上 勝委員</p>	<p>高校レストランの件でありますけれども、課長さんは高校から要望があればと言っていますけれども、そうでなく、高校に見せて、可能性があったら、そのそれなりの設備を町である程度負担しても私は、皆さん承認すると思うので、その辺を考えた中で積極的に、やはり地域の高校として残すぐらいの腹構えでやっていただきたいということを要望しておきます。</p> <p>あと、プレミアムの延長の件については、相談でなく、やはりあなた方は商工会に補助金なり、それなりにやっていますので、それで商工業者のためにやっているのですから、ある程度強く出て延ばして、終息次第ですけれども、そのぐらいの頭でいていただきたいなと思います。</p> <p>あと、郵便局については、事務的にやっているのは分かりますけれども、町長さんがいますから、いろいろな多分業もあると思うし、今、残念ながら日本で2番目に偉い大島理森議長さんが引退しますけれども、まだ何日かありますので、それなりの力を借りることも1つかなということで、私は要望しておきます。答弁は要りません。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>馬場委員。</p>
<p>馬場正治委員</p>	<p>3番馬場です。私は何項目かありますけれども、ページ数で言えば93ページでございます。</p> <p>6款農林水産業費の1項農業費1目農業委員会費でございますけれども、1節の報酬として、農業委員報酬403万1,500円支払っております。この農業委員会に耕作できない農家の方がお願いをして、どなたか借手はいないだろうかということで、これは非公表だそうなんですけれども、代わりに借りて耕作をする方を探すと。それで、借りた方はどなたの畑とか水田なのか分からないと、そういうシステムになっているというのを聞いておりますけれども、実は同じように、</p>

もう高齢化して耕作できない水田とか畑を何とか処分したいという相談が何件か私のほうに来ておりますけれども、この農業委員会がそういった耕作できない農地の譲渡についての仲介をしていただけないものかどうかということが1つですね。

それから、同じく95ページの6款労働費ですけれども、労働費の中の1項3目勤労者研修センター運営費のところですけども、私の記憶では、ここはもう既に勤労者研修センターの事業は行っていないと思います。もう大分何年も前からですね。それで、現在は東部土地改良区の事務所、それとシルバー人材センターの事務所、この2つが使っていると記憶しているわけですけども、それが間違いないければ、なぜこの施設の名称を変更しないのか、それが1つですね。

それと、同じところの右の備考欄に05-01-04-03から流用、こういう表現で説明書を作っておられるのは分かりにくいと思うんですね。議員はこの数字を見て何の数字かなど。数字の説明は結構ですから、こういう説明書の作り方について私は異議を申したいので、これについて考えをお伺いします。

それから、2目の農業総務費のところの12節委託料、この中に有害鳥獣駆除委託料10万円お支払いしていますけれども、私の記憶ですと大分もう、10年以上前ですけども、町のいわゆる鳥獣、カラスとかカモとか、農地に害を与えるような鳥獣を駆除する場合には猟友会に委託して、駆除の委託料を払っていたと記憶していますけれども、現在町に猟友会があるのかどうか。それで、この10万円の支払い先はどこなのかをお聞きしたいと思います。

最後になりますけれども、103ページの一番上の農村環境改善センター運営費でございます。この12節の委託料756万9,000円ということで、管理委託料は746万3,288円ですけども、ここは非常にいい施設で厨房もすばらしい厨房を備えているんですよ。旧下田町時代に造った改善センターですけども、まさに改善という言葉がぴったしの施設です。女性方もこの厨房、様々な料理ができる、そして体育館を備えている。体育館もすばらしい体育館です。

それで、私も子供たちの部活に付き合っ、ここで練習するとき何度も利用させていただいておりましたけれども、残念だったのは宿泊が許されていなかったんですよ。それで、宿泊できるようにできませんかと町の担当課にお伺いしましたけれども、適当な回答はありませんでした。こんなすばらしい施設をいろんな研修、それからいろんな部活の合宿、そういったことに町の町民が有効活用できるように検討できないかお聞きしたいと思います。この管理料、これだけの管理料をどこに払っているのか、それもお聞きしたいと思います。以上です。

澤上委員長

農林水産課長。

<p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>それでは、4点ほどご質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。</p> <p>まず、1点目の農業委員の報酬の関係で、町内の使われていない農地ですとか、そういったものを要は貸し借りの部分で、要は農業委員会が仲立ちになって、担い手ですとかそういった方に、貸し借りのそういったあっせんとかやれないかというお話だと思います。</p> <p>それで、今現状は、そういった農地がある場合は、農業委員会では相談に来られた場合は、例えば貸し借りの、要は貸す人、借りる人というのが決まっている場合は、そういう農業委員会の基盤法という法律の中で成立させるという方法もありますし、あと農地を持っているのだけれども、もう耕作ができなくなったという場合は、例えば農地中間管理機構という、そういう組織がありますので、そちらにご登録いただいて、実際に例えば農地を拡大したいとか、経営規模を拡大するという、そういった農家に貸し出すという仕組みもございますので、そういうやり方、2本立てで今対応しているところです。</p> <p>あと、もう一つ、農地のあっせんというのは、これは売買ですね。例えば農地をもう必要ないとか、ほかの方に売りたいという場合は、あっせん制度等もありまして、そのあっせんの登録をしていただいた場合は、認定農業者に年に2回通知したりとか、あと農業委員会だよりという、そういった広報に載せたりとかして対応している状況であります。</p> <p>続きまして、2点目の有害鳥獣駆除委託料の部分になります。これは委員がお話しの中にもありました猟友会というものは現在もございまして、青森県猟友会東部上北支部という団体があります。それで、このこちらの団体に10万円ということで町でも委託をして、有害鳥獣の駆除を行っていただいているという状況であります。10万円というのは年間の委託料ということで払いまして、それ以外に例えば何頭駆除したとかとなれば、その頭数に応じて1頭当たり6,400円という上積みして支払うという形になります。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>すみません、回答が終わって、また改めてお願いします。</p>
<p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>そういう形で、定額は10万円ですけれども、例えばアライグマとかタヌキとか処分したと、月2頭処分したとなれば、6,400円掛ける2という金額を月、毎月お支払いする、そういう捕獲があった月に、年のその契約分とは別に支払うということになっております。</p> <p>それで、最後に農改センターの関係になります。農改センターのまず最初にこの委託料の部分になりますが、こちらは2本立てになっておりまして、まず1つ</p>

	<p>目が施設管理業務委託料、要は日中の委託、月曜日から金曜日の委託につきましては、育栄管財さんという、そちらと委託契約しております。それ以外の日中の夜間と時間外、5時から9時までと、あと土日祝日については、シルバー人材センターと契約して管理業務を行っております。</p> <p>あと、最後に宿泊の関係でございますけれども、かなり前の話になるかと思えます。今現状ちょっと私もその話を聞いたことはありませんでしたので、委員からもお話しいただきましたので、一応ちょっと調べまして、過去に宿泊したい、使いたいというお話があったという話もあったのでございますが、条例に照らし合わせてちょっと検討させていただきたいと思えます。以上です。</p>
澤上委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎和紀君)	<p>それでは、勤労者研修センターの件についてお答えいたします。</p> <p>委員ただいまおっしゃられましたとおり、今2団体に貸出しをしている状況でございます。当時、この建物を建てるに当たって、昭和59年に建ててはいるのですが、国等から補助金をいただいて、その目的のために建てているということだと思えます。一応そういった部分、補助が入っているということもあって、そのまま継続してその名前を使って条例でも定めているということで、特段変えて何かというような緊急性も今のところないかなということで、そのまま継続した名前になっているということでございます。以上です。</p>
澤上委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>私からは、見にくいと言われております、例えば96ページで言ったら、例えば05-01-04-03から流用とかと、いわゆる予算流用のこの表記について、見にくいとのご指摘ございました。確かに指摘のとおり分かりにくいところもあるかと思えますので、ちょっと工夫の仕方、あるものか、ちょっと改善について検討してまいりたいと思えます。以上です。</p>
澤上委員長	馬場委員。
馬場正治委員	<p>ありがとうございます。大分検討していただけるという部分が多かったのかなという気はいたしますけれども、まず研修センターの件、現在シルバー人材センターと東部土地改良区が使っている施設、それから農村改善センターも同じだと思えますが、国の補助金を使っております。建設当時ですね。ただし、私の聞き</p>

<p>澤上委員長</p>	<p>たところ、ちょっと学んだところでは、こういった使用目的に縛りのついた補助金には年限が設定されていまして、何年以内はほかの目的には使えないけれども、その年限を過ぎれば自由に使えるようになっていたのではないかなと思います。そのところを再確認したいと思いますが、それから、宿泊、現在できるのかできないのかということについては、確認をしてお答えいただけるということなので、いつお答えいただけるのか、課長に、もしいつ頃と聞ければ、今でもいいのですけれども、お聞きしたいと思います。以上。</p> <p>農林水産課長。</p>
<p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>まずは、建物の補助金の関係ですよね。何年という、そういう、要はその期間ですね。ちょっと詳しい資料、こちらにないので、適切な数字はちょっと答えられないのですけれども、大体25年とかそのぐらいの期間、通常の事業であれば、そのぐらいの期間になるのかなと思っております。</p> <p>あと、合宿の関係ですけれども、今施行規則を改めて見ましたら、使用時間とか様々いろいろ、そういうものが定められておりましたので、ちょっといつまでというのは明確にはその辺は答えられません。こちらでも、この施行規則とか条例を見て、あとはいろいろ委託契約の部分も時間が決まっていますし、あと安全面とか様々な部分があるかと思しますので、その辺ちょっとこちらで調査して、ある程度調べた上で、後日といいますか、お話ししたいと思います。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>商工観光課長。</p>
<p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>耐用年数等について今、農林水産課長が申したとおり、25年とか30年、今申し訳ありませんが、この施設は何年というのを持ち合わせていないので、大変申し訳ないのですが、恐らくその年数が過ぎれば、改めて国なり県なりと協議をして、最終的にその年数が過ぎたので名称変更をさせていただくというような届出等が必要になってくるかと思っております。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>馬場委員。</p>
<p>馬場正治委員</p>	<p>私が過去に聞いたとおり、年限が設けられているという答弁だったと思いますので、忘れていた、あるいは知らなかったのであれば、早急にチェックをして、町の施設、仮に国のお金を使わせてもらって補助金で造った施設であっても、ま</p>

	<p>だ25年かそこらしかたっていないので、まだまだ使えるんですよ。町民が最大限有効に、残ったものを最大限活用するように努力をしていただきたい。私が、宿泊できなくて残念だと思ったのは、子供たちを育てる過程で、部活で昼間使ったわけですよ。それはもう25年以上とっくにたっています。4人育てましたけれども、4人とも25年以上たっていますよ。ぜひ早急に対応をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、勤労者研修センターの名称に関しては、私は実際にはそういった勤労者研修業務を行っていませんので、早急に名称を適当な名称に変更すべきだし、例えば国の補助金あるいは県の補助金に縛りがあるために町の条例をそれに合わせてつくっているわけです。そうですね。使用規則もそうです。それが解除になっているのであれば早急に、町の条例も使用規則も早急に改正して、最大限活用できるような形にしていきたい、これが私の意見です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>商工観光課長。</p>
<p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>ただいまご質問といたしますか、ご意見をいただきましたけれども、基本的にはあの施設、今両団体にお貸しして、さらにそのスペースがあるかということか、今のところ町民の方からもそういった場所を借りたいといった要望等が近年ない状況にあります。また、名称変更をすることによって、様々お金とか、いろいろ案内板なんかも変えなければならないので、緊急に今変える必要があるとは私どもでは捉えていないので、検討は、変えてどうなるか、変えて使いやすさが増すとか、そういうのが分かれば、委員おっしゃるとおり、変えていきたいと思います。 (「課長はこのぐらいしか言えないのだから。お願いします」の声あり)</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>副町長。</p>
<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>たしかこの委員会は、意見は言わないようにということで始まったかと思えますけれども、ただいまのは意見ということで馬場委員は確かにおっしゃっておられました。それに対して私の意見を言わなきゃいけないのはちょっと何か不自然だなという思いがします。とは言いながらも、指名でありますのでお答えしなきゃいけないと思えますけれども、先ほど課長が言いましたように、補助事業入ったの建物であり、そしてその名称を使ってもう二十数年、30年になるのか分かりませんが、そういうことで使用してきていると。それに伴って看板等を名称を記したものがあるといことなので、それに費用的なもの、改正することの費用的なものを考えていくと、今課長が言ったみたいに確かに急いでやらなきゃいけない</p>

<p>澤上委員長</p>	<p>かなという思いがしますので、ちょっとこれに関しては、その費用対効果的なものも併せて検討させていただくということで了解いただきたいと思います。</p> <p>そして、またあの研修センターは、建てたときは工業団地、新産事業団の工業団地を造成したときに、そこに勤務する人たちの研修場所として補助を受けて建てていると。確かに今はその2つの団体が入っておりますけれども、まだ使えるスペースは、研修として使えるスペースがあるので、もしかすれば今後、PRすればあそこを研修所として使う可能性もあるということを考えると、それら先ほどの費用的なもの、それから今の利用のこと、いろいろ考えてちょっと検討させていただきたいなと思います。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>檜山委員。</p>
<p>檜山 忠委員</p>	<p>主要施策の94ページ、観光施設費についてのことなのですが、自由の女神、きれいにしていただきました。おかげでこの頃、話題性が増して、多くの方々が見に来たりとか、またマスコミでも取り上げてもらっていると思いますけれども、大変よかったんじゃないかなと思っていました。</p> <p>そこで、ここに自由の女神像を建立30周年記念事業業務委託ということで284万2,000円ですか、取ってありますけれども、これはどういう事業なのでしょう。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>商工観光課長。</p>
<p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>こちらは、自由の女神の30周年を記念いたしまして、工事は先ほど委員おっしゃったとおり、お色直しをさせていただいたと。それに伴いまして、おいらせ町をPRしていこうという目的から、例えばインスタグラムを使ったフォトコンテストを行っているというところ、あとは多国籍語の、自由の女神をメインにしながらも、多国籍語のパンフレットを作成しております。日本語、英語、中国語、韓国語、これらは本来であればそういったイベントがあれば配布する、そういったところに出向いて配布する予定だったのですが、ご承知のとおりコロナ等でインバウンドを狙ったイベント等がなくなっていますので、それがあり次第、またそういった観光客受入窓口となるであろう空港とか、県内の、あとはJRの駅等、新幹線駅等に配布するように今検討をしているところでございます。以上です。</p>

澤上委員長	<p>ほかにございせんか。</p> <p>平野委員。</p>
平野敏彦委員	<p>何点かお伺いたします。主要施策の成果でお伺したいと思います。</p> <p>83ページの労働費のところですけども、出稼ぎ援護事業費、これを見れば2万4,000円です。それで、何をしているかといえば、毎月広報を郵送して、対象者が4人、それで2万4,000円。タイトルからして、本当にこれで援護事業かなという、独自の取組というのは何にもない。ただ広報を送るだけで、果たしてこれでいいのかなと。実際にこれは出稼ぎというのは、おいらせ町に4人しかいないのかどうか。この辺も確認させていただきたいです。</p> <p>私も知っている人で、広報が送られていっていないのもありますし、今現在もうほとんど少なくなってきているのではないかと思うのですけれども、実態をちゃんと把握しているかどうか、これ1点確認をしたいと思います。</p> <p>それから、もう1点、85ページの、私、どこでこれを質問したらいいかなと思ったのですけれども、このその他農地関係については、遊休農地対策で農業委員会及び農地利用適正化推進委員による農地利用状況の調査を行ったとかあって、多分、私が言いたいのは、この水田の管理の部分なんです。貸し借りがあって、借りている人、その借手が水管理とか畦畔管理、除草、ほとんど手を使って、植付けはするのだけれども、ほとんど手をかけていない。去年はカメムシが出たのも、多分この辺の影響があるので、私もその被害に遭ったのですけれども、こういうものというのはどこで指導するのですか。農業委員会がやるのですか。それとも、専門のそういう関係の部分で、その隣の87ページを見れば、さっき課長が言った農地中間管理機構のその団体がちゃんと貸付契約するとき、これこれこれこれの条件でちゃんと管理してやりなさいというご指導をしているのか。</p> <p>私ね、これは大変だなという、私も田んぼを見に行っていますけれども、聞いています。いや、まいったもんだと。自分の係の部分はやるのだけれども、それ以外のところになればもう、結局幾ら防除しても、ほかから来るものは防ぎようがないということも言っていますので、この辺のところは町でどう対応しているのか、ぜひ教えてほしい。今もう実りの秋で最終段階に入っていますので、もう手遅れの感もありますけれども、来年の対策のためにもぜひ教えていただきたいと思います。</p> <p>それから、94ページに絡んで、この観光施設費なのですけども、二川目の国道338に海浜公園の標識があります。それで、百石地区のあれもあります。ちゃんと観光案内、パンフレット。それが観光施設になっていないということ</p>

	<p>ここに出てこないのか。その扱いですね。</p> <p>今現在、護岸、堤防かさ上げをやってはいますが、一川目海岸にあつては、サーファーが日曜日、土日、多いときで50人、平日でも10人から15人は来ています。見ますと、ナンバーが県外になってびっくりしたのですけれども、聞いて見たら地元じゃなくて、北里大学の大学生が県外の人だということで確認しましたけれども、それでもすごい人数です。あとは釣り人もあの突堤には20人以上、朝もう5時前から場所取りしてやっています。</p> <p>そういうのからいって、私はこの位置づけがどういう形になっているのか、非常に公園よりも人が毎日来ているわけですよ。その辺こう、よく見ているのか、理解しているのか分かりませんが、その位置づけとか、それから管理の方法、今海浜公園ですと、たしか老人クラブの人が1か月に何回か清掃していますけれども、サーファーについては自分たちの海沿いのところは、ごみとかそういうのは1か所にまとめてやっていますから、ああ、なるほどマナーを守っているんだなというのも見えていますけれども、どこに位置づけて、どう管理して、どうやっていくのか、この辺もお聞かせいただきたいと思います。</p>
澤上委員長	商工観光課長。
商工観光課長 (柏崎和紀君)	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、出稼ぎ者の援護事業ということで、こちらのほうはふるさとの状況とかを届けるということで、広報紙や議会だよりとか県の県民だより等をお送りしているということでございます。こちらの4人というのは、出稼ぎに行く際とかに希望を取りまして、送ってほしいと言った方にお送りしているものでございます。以上です。</p> <p>あと、海浜公園のところにつきましては、観光施設というくくりでなく、公園というくくりのほうで管理をしておりますので、こちらの観光施設業務というところには入ってきていないということでございます。以上です。</p>
澤上委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (菜嶋泰幸君)	<p>海浜公園の件、ご意見ありましたのでお答えいたします。</p> <p>まず、平野委員のご質問は、海浜公園が観光施設としてパンフレット等に掲載したらどうかというお話でございます。こちらは今現在、商工観光と今後、掲載について検討してまいりたいと思います。</p> <p>管理の状況ですけれども、今当課としますと、海浜公園の区域、あの面積とし</p>

	<p>ますと約3.1ヘクタールありますが、そちらはご意見のとおり、今老人クラブの管理ということで行っております。ただ、公園の外、砂浜とかその周辺につきましては、管理の対象外ということになっております。もともと海岸ですので、県の管理ということになります。</p> <p>ただ、やはりああいう砂浜ということの地元公園もあるということで、私の記憶ですと、昔はあの砂浜の部分は農林水産課とかで清掃活動とかしていた記憶もございまして、そういったことから今後、その砂浜、公園区域以外の砂浜も含めた周辺、いい景観を保つために管理のところ、何とかできないかということで内部協議していきたいと思っております。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>農林水産課長。</p>
<p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>それでは、水田の管理ということで、そちらについて厳しいご意見をいただきましたので、お答えしたいと思います。</p> <p>まず、こちらにつきましては、借りている方が例えば畦畔とか除草の管理をするということで、例えば農地中間管理という、そちらの団体を通して水田の貸し借りをやっている場合は、契約書の中で借りている方がきちんと管理してくださいよということであつたわけですので、借りている方が本来であれば適切に管理していくという状況であるかと思っております。</p> <p>あと、例えばそういった機構とかを通さなかったりですとか、あと基盤法という別の方法で貸し借りしている方とか、様々な形態がありまして、そちらにつきましては、例えば水がかり代はこちらが払うとか、そういった部分は定められていますけれども、管理をどうするかというのまでは特に定めがありません。ですので、貸し借りの双方の中でお互いに決めていただいて適切に管理していただくようには、そういう話にはしておりますが、なかなか現状からいくと管理されていないという状況でございます。</p> <p>それで、町では農業委員会で農地パトロールということで、例えば耕作放棄地とか、そういった手が行き届かない農地をパトロールして文書を出してという形ではやっているのですが、委員おっしゃるような、なかなかその適切な管理がなされず、そういった農地とか水田が増えているという状況であることをご理解いただきたいと思っております。</p> <p>あと、海浜の件でご質問がありました。私も海浜へ行くと、サーファーですとか、あるいは釣り人ということで、釣り人であれば防波堤でやっておりますし、サーファーは砂浜ということでサーフィンをやっているのをよく見かけます。</p> <p>それで、あちらの管理については、地域整備課長が言ったように県管理となつ</p>

	<p>ております。それで、特にこの釣りに関しての規制というものは、例えばサケの漁の時期とかであれば河口から何キロとか、そういった制限はありますが、特に制限はありません。防波堤に関してはですね。ただ、漁港とかそういった施設に関しては、管理者のほうで立ち入らないようにということで看板を立てたりとかしております、それで事故がないように努めているような状況でございます。</p> <p>あと、サーファーも、特に砂浜も規制はありませんが、さっきお話ししたように、サーファーで独自にいろいろな清掃活動とかやったりですとか、そういったものをしているような状況で保全に努めているという状況でございます。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>商工観光課長。</p>
<p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>先ほどの答弁の関係で、パンフレットの部分、私のほうで漏れておりました。町のパンフレットを作成しておりますが、そちらには海浜公園を載せて、サーフィンの部分までは載っておりませんが、オートキャンプあるいはバーベキューが楽しめるといった形で紹介はしているところでございます。以上です。</p>
<p>澤上委員長</p>	<p>平野委員。</p>
<p>平野敏彦委員</p>	<p>83ページの出稼ぎ援護事業のところ、届出があったのが4人ということで、実際にじゃあこの出稼ぎ者の把握がどうなっていますかということではちょっと答弁を聞いていませんので、もう1回お願いをしたいと思います。</p> <p>それから、水田管理の関係ですけれども、農業委員会でもパトロールして確認をして文書を発送しているというのだけれども、私も町内のところを、団地があるわけですから、そこを回るのですけれども、苗なのか雑草なのか分からないのが結構あるんですよ。やはりそういうのから病害虫が発生して伝播するわけですから、自分だけ一生懸命やっている人にとっては、大変な迷惑なわけですよ。薬だってね、1回かければ10アール当たり3,000円ちょっとかかりますよ。米価もそう高くないのに、そういう経費を負担を強いられると。</p> <p>もっと町としてもね、やはりそれからその農地管理機構ですか、こういうのからいっても、例えば町外、八戸市とか階上とか、あっちから来ている人もいるということですから、そういうのからいったら、当然管理は非常に、簡単に来られないんですよ。そういう実態もちゃんと把握して、やはりきちっとした契約なりそういうのを、そうなったら、その地域の団地とかそういうものに管理の一部を委託するとか、そういう負担金を取るとか、そういう方法も考えていくべきじ</p>

やないかと私は思いますよ。今のままだったら全然改善されないと私は思います。

ですから、この辺もところ、地域のそこの田んぼがある団地の方々と協議をして、ちゃんとどういう形で管理してこうやりますというのを、覚書みたいなものをつくるとか、そういう手だてをしてください。ひとつお願いをしたいと思いません。

それから、海浜公園ですけれども、パンフレットに載っていますよと、キャンプもできます。確かに土日になれば、私も今年も7月になって土日に見れば、テントが多いときで10張りぐらい張るんですよ。少なくとも5張りか6張り。土曜日、金土日、金土が一番ヤマですから。私も行っていますけれども、そういうのからいって、トイレ、あそこも本当に言いにくいだけれども、和式で女性が困難だということを言っているんですよ。

それで、ぜひここは、さっきも言っているように、バーベキューとかそういうのも、何名以上の場合は届けてくださいとか書いているのですけれども、ほとんど届出もしない。見れば八戸ナンバーもあるのでありますが、秋田、それから岩手、それから宮城県、この近辺の、コロナになって一番多いのはキャンパーなんですよ。どこも行くところがないから、それであそこは金もかからない。トイレはある。水はある。だから、あの静かなところでこうきているのかなと私は感じたのですけれども、やはり少なくともじゃあそういうのにおいらせ町がPR、自動でしているわけですから、そのイメージをあまり落とさない、さっき佐々木委員も言っていたように、公園は顔ですから、やはりトイレの環境整備をちゃんとしてほしい。自分たちも気がつけばごみ拾いはしますけれども、やはり女性のトイレとかというのは特に気を使ってほしいし、やはり洋式化をして整備してほしいなという思いをお願いします。

町長、併せてこれもやってください。避難所と併せてひとつよろしくをお願いします。

澤上委員長

商工観光課長。

商工観光課長
(柏崎和紀君)

それでは、出稼ぎ者の人数ということですが、昔、昔といいますか、当時ですけれども、町民課が当時は出稼ぎの証書とかを交付していた事務が町であったのですが、その事務がハローワークに移ってから、ちょっとその人数等を把握ができていないということで、現状、今その人数を把握していないという状況でございます。確認をしてお伝えをしたいと思えます。以上です。

澤上委員長	農林水産課長。
農林水産課長 (三村俊介君)	<p>それでは、水田の関係のご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>まず、水田の管理、こちらに関しては、基本的には個人ですとか団地でということ、やるということ、町としても広報で、草刈りについては地域と一緒にやったほうが効率がいいですよということ、カメムシ対策のため、いつといつということ、広報等でお知らせをして、やってもらうように努めているところがありますし、また改良区さんとかでも団地に連絡して、草刈りと一体でやっていると思っております。その辺のまず徹底がなされることがまず1つあると思いますので、改良区さんにも、例えばその管理されていないのは、団地の中の土地があれば、きちんと管理してもらうようにですとかそういう話もしていかなきゃないでしょうし、そういった形で町も、広報等で住民あるいは団体に管理を適正にするように改めて呼びかけるという方法をしていきたいと思っております。以上です。</p>
澤上委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (葉嶋泰幸君)	<p>海浜公園のトイレの洋式化ということで先般、一般質問の際に佐々木議員からもちょう公園のトイレについて、トイレは公園の顔だということで、何とか改修を進めていただきたいと。それで、その際の答弁のとおり、町長答弁のとおり、今後それと併せて検討を進めさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
澤上委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>そのほかございませんか。</p>
澤上委員長 (委員席)	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
澤上委員長 (委員席)	<p>なしと認め、5款から7款までについての質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本特別委員会における付託議案審査については、ただいま審査している認定第1号、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定についての歳出7款までとし、歳出第8款からの審査は、明日引き続き行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
澤上委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本特別委員会の付託議案の審査はそのように取り扱うことに決しました。</p>

<p>事務局長 (赤坂千敏君)</p>	<p>これで、本日の会議を閉じます。</p> <p>明日の決算特別委員会は、引き続き本会議場において午前10時から付託議案の審査を行います。</p> <p>本日の決算特別委員会は、これで延会とします。</p> <p style="text-align: right;">(延会時刻 午後3時56分)</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>
-------------------------	---